

平成22年第1回 農林水産省政策評価第三者委員会 議事録

開催日時：平成22年8月24日（火） 14：00～18：17

開催場所：農林水産省第3特別会議室

出席者：（委員）阿部委員、大熊委員、新福委員、高崎委員、田中委員、畠山委員、速水委員、堀口委員、山本委員

（当省）篠原農林水産副大臣、政策評価審議官、情報評価課長、情報評価課情報分析・評価室長、国際部参事官、総合食料局総務課長、総合食料局流通課長、消費・安全局消費・安全政策課長、生産局生産推進室長、経営局総務課長、農村振興局農村計画課長、技術会議事務局研究推進課長、林野庁企画課長、水産庁企画課長ほか

午後2時00分開会

○阿部情報分析・評価室長 ただいまから、平成22年第1回農林水産省政策評価第三者委員会を開催いたします。

初めに、篠原副大臣からご挨拶をいただきたいと思います。

○篠原農林水産副大臣 農林水産副大臣の篠原でございます。政策評価第三者委員会の開催に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

皆様方におかれましては、今度新たに発足しました政策評価第三者委員会の委員就任をご快諾いただきまして、誠にありがとうございます。大変感謝しております。

政策評価というのは、行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づきまして、効率的で質の高い行政、成果重視の行政の推進、それから国民に対する行政の説明責任の徹底な

どを目的に開始されております。各行政機関は政策の効果を把握しまして、必要性、有効性、それから効率性の面から自ら評価を行い、政策に反映していくことになっております。

この政策評価につきましては、昨年の政権交代後、成果重視の目標設定、評価の強化等、より充実することとされたところでございます。また、評価の客観的かつ厳格な実施を確保するため、学識経験を有する皆様など第三者の知見を活用することになっておりまして、皆様方には大いに期待しております。

農林水産省の3つの主要な分野、まず第1番、農政についてでございますけれども、本年3月に食料・農業・農村基本計画を策定いたしまして、現在、8月31日の概算要求の提出に向けまして、戸別所得補償制度の本格的な実施等につきまして検討しているところでございます。

それから、林政、森林・林業政策につきましては、昨年12月に策定しました森林・林業再生プランに沿いまして、路網の整備、森林施業の集約化、それから人材の育成などを実施するとともに、さまざまな形での木材利用等を推進しているところでございます。

3番目の水産政策につきましては、水産資源の回復を図りつつ、農業に倣ってですけれども、漁業所得補償制度を導入いたしまして、適切な資源管理と漁業経営の安定を軸とした政策体系に大きく転換することを検討中でございます。

これらの諸計画に基づきまして、政策評価体系も一新することになりまして、あわせて目標・指標を立て、毎年行う政策評価を厳格に実施していく考えでございます。

本日は、おそらく長時間にわたる会議になるかと思っておりますけれども、委員の皆様方におかれましては、幅広い観点から忌憚のないご意見をいただくようお願い申し上げます。よろしく願いいたします。

○阿部情報分析・評価室長 副大臣、ありがとうございました。

副大臣におかれましては、公務が重なっておりますので、会議途中で退席される予定です。あらかじめご承知おきいただければと思います。

本日の委員会ですが、初めての会合ということでございますので、まず委員の方をご紹介させていただきたいと思っております。

五十音順で恐縮でございます。

阿部委員でございます。

○阿部委員 阿部でございます。よろしく願いいたします。

○阿部情報分析・評価室長 大熊委員でございます。

- 大熊委員 大熊でございます。よろしくお願いいたします。
- 阿部情報分析・評価室長 新福委員でございます。
- 新福委員 宮崎の新福です。よろしくお願いいたします。
- 阿部情報分析・評価室長 高崎委員でございます。
- 高崎委員 高崎です。よろしくお願いいたします。
- 阿部情報分析・評価室長 田中委員でございます。
- 田中委員 田中でございます。よろしくお願いいたします。
- 阿部情報分析・評価室長 畠山委員でございます。
- 畠山委員 畠山です。よろしくお願いいたします。
- 阿部情報分析・評価室長 速水委員でございます。
- 速水委員 速水でございます。よろしくお願いいたします。
- 阿部情報分析・評価室長 山本委員でございます。
- 山本委員 山本でございます。よろしくお願いいたします。
- 阿部情報分析・評価室長 なお、堀口委員につきましては、所用につき1時間程度遅れてお越しになる予定でございます。後ほど紹介をさせていただきたいと思っております。

次に、農林水産省側ですが、時間の関係もございますので、配席図をもって紹介にかえさせていただきます。

それでは、会議を開催させていただきたいと思っておりますが、当委員会につきましては公開されており、本日は一般公募による傍聴の方が、10名みえられております。ご承知おきいただきますようお願いいたします。

(篠原副大臣退席)

それでは、会議に入らせていただきます。

いろいろ資料がございますが、一覧をつけておりますので、もし足りないものがございましたら、教えていただければ対応させていただきたいと思っております。

まず、政策評価の全体的な概要について、情報評価課長から説明させていただきたいと思っております。

○櫻庭情報評価課長 情報評価課長の櫻庭でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、今回、第三者委員会の初めての会議であるということ、それから、先ほどの

副大臣のご挨拶にもございましたけれども、政権交代後、政策評価の考え方が変わってきておりますので、その辺もあわせて最初に、資料1に基づき、政策評価について説明させていただきたいと思っております。

資料1でございます。これは2つに分かれておりまして、1つ目は、政策評価制度全体の概要、2つ目は、農林水産省の政策評価という形になっております。

2枚めくっていただきまして、3ページ、「1-1. 政策評価とは」とございます。先ほどの副大臣のご挨拶にもございましたけれども、政策評価法という平成13年に制定された法律に基づきまして政策評価が行われております。この目的は、2つでございます。1つ目は、効率的で質の高い行政、成果重視の行政の推進、2つ目は国民に対する行政の説明責任の徹底ということであります。

政策評価のあり方は、ここに3つございます。基本的には、一番最後にありますが、政策評価を計画的かつ着実に実施するために基本計画を定め、また、それに基づき毎年の実施計画を策定するというところでございます。

お手元に基本計画があるかと思っておりますけれども、5年単位で策定してきております。今回、このような大きな政府全体の政策評価に関する動きや食料・農業・農村基本計画が新たに策定されたことを受け、1年前倒しで、改めて政策評価基本計画を策定させていただきました。

政策評価の仕組みでございますけれども、4ページでございます。いわゆるPDCAサイクルの中で、評価、チェックの部分でございます。本日の会合はまさしく、意見の聴取、第三者機関という形になります。また一方で、下のほうにございますけれども、総務省が、各府省の政策評価を点検します。点検した上で、いろいろ意見なり修正を求めたり、各府省の政策評価の実施状況等を取りまとめて国会へ報告するという形になっております。また、この政策評価の結果を受けてどのような改善をしたか、その評価結果なり政策への反映状況について、これは国民の皆様公表するという形になっております。

次のページは、政策評価の方式でございますけれども、評価時期により事前評価と事後評価に分類されております。代表的な方式とすれば、実績評価、事業評価、総合評価という形になるかと思っております。

後ほど、政策評価の体系はご説明させていただきますので、省略させていただきますけれども、7ページにございますように、政策評価体系、これは旧体系でございますけれども、すべて予算・決算と連動しているということでございます。例えば、食品産業の競争

力強化というのは、農林水産本省予算の項で食品産業競争力強化対策費というのと連動しているということで、今回の政策評価体系も、月末に取りまとめられる予定の農林水産省の概算要求書と連動しているということでございます。

8ページの政策評価の拡充・強化を巡る最近の動きは、省略させていただきたいと思えます。

それから、9ページでございます。政策達成目標明示制度というのが、新たにうたわれております。政策達成目標を最優先の大目標で構成し、取りまとめ府省、関係府省を特定し、トップダウンで作成・指示をするという形です。達成指標は、大目標を達成するための数値目標を設定する。インプット指標ではなく、アウトカム指標を採用するなどの内容になっておりますけれども、これにつきましては、まだ確たるものが国家戦略室なり総務省から明示的な指示は来ておりません。今までの流れがございまして、今回の評価はこういったものを意識してとり進めたいと考えております。

では、農林水産省の政策評価に入りたいと思えます。

農林水産省の政策評価は、11ページでございますけれども、新たな政策評価の方針ということで、まず政策評価基本計画というのを定めました。この計画は、23年度に本格導入予定の政策達成目標明示制度の具体的な方針が示された後、再度改定する予定ではございますけれども、今回策定した基本計画の主なポイントについてご説明させていただきます。1点目は、農林水産省の政策評価における新たな基本理念を設定しました。2点目は、今回初めて行われますけれども、租税特別措置等に係る政策評価の実施、3点目は、公共事業・研究開発の評価の厳格化、4点目は、政策評価に関する情報公開の徹底、この4点を政策評価基本計画の中に入れたというのが、従来の基本計画と大きく異なる点でございます。

次に、8月末までに実施する政策評価ということで、本日ご意見をいただく一般政策に関する評価があります。

次のページにいきまして、公共事業に関する評価ということで、これは法律上、事前評価として総事業費10億円以上のもの、期中評価として5年未着手、10年未了のものが対象となっております。それから、10年を超えて継続するものについても期中評価として評価をしております。評価方法については、新規着手に際して、事前に費用対効果分析等によって明確化し、それを厳密に行うということでございます。それから、期中、完了後の評価は、政策効果を検証するというところでございます。研究開発についても、基本的には、

大きな研究開発も同様の方法で評価を実施してございます。租税特別措置等に関する評価は、今年度から実施することになります。

15 ページは、今回の政策評価の件数でございます。まずは、一般政策 16 件とございますが、16 の政策分野ということでございます。事後評価は、成果重視事業の 3 件、それから公共事業は、現在のところ予定しているのは、事業評価が 15 件、期中が 9 件、完了が 13 件。研究開発は事前評価が 5 件、終了時の評価が 2 件です。それから税制、これも本日も意見をいただきますけれども、事前評価が 13 件、事後評価が 2 件ということでございます。

最後の新たな政策評価体系は、この次の説明と重複しますので省略させていただきたいと思えます。

以上でございますが、政策評価の進め方や方法等について、何かご質問等ございましたらよろしくお願ひいたします。よろしいでしょうか。

それでは、議題 1 の一般政策の評価に入らせていただきます。

まず、資料 2 をごらんください。一般政策に関する評価のチェックポイントを、ここで確認させていただきたいと思えます。

まず 1 点目は、目標・指標に関し、「何について、どのようなことを実現するのか」、「サービス等を提供した結果として、実際どのような成果がもたらされるのか」というアウトカム（成果）目標になっているかどうか。

2 点目は、「目標の達成度を検証するために用いる」指標について、適切なものとなっているかどうか。そして、その指標につきましても、統計データにより実績値を把握できるものとするのが基本ではございますけれども、どうしても把握できない場合がございます。その場合は、意識・行動などを測定するモニター調査を用いることでよいかどうかということでございます。

2 の評価関係です。1 点目は、政策の目的が、国民や社会のニーズ等に照らして、妥当性を有しているか。行政がそれを担う必要性があるのか。2 点目は、当該政策に基づく活動により、得ようとする政策効果が実現できるか（有効性）でございます。3 点目は、政策効果と当該政策に基づく活動の費用等との関係からみて効率性を有しているか。また、昨年来行われています行政事業レビューの結果を踏まえ、無駄な支出をやめることができているかどうかという諸点がチェックポイントになるかと考えております。

次に、資料 3 でございます。政策評価体系及び各政策分野における目標・指標一覧でご

ざいます。これは、体系的・合理的な評価を行うため、政策評価体系をあらかじめ明らかにしているものでございますけれども、この資料3は食料・農業・農村基本計画などの長期計画を踏まえ構築しました。また、政策評価に当たりましては、この政策評価体系に基づき毎年度評価するため、施策毎に目標・指標を設定することとしております。

この目標・指標につきましては、同じく資料3の後ろにありますけれども、これは、これから説明する資料4の説明の際に併せてごらんいただきたいと思います。

なお、目標・指標につきましては、森林・林業基本計画や水産基本計画等の新たな長期計画の策定、あるいは政策の新設・変更等に伴い、毎年これを見直しを行うことがあり得ますので、あらかじめご承知おきいただきたいと思います。

資料3の表紙をめくっていただきますと、新たな政策評価体系がございます。まず、私どもの大目標として農林水産省の使命がございます。食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る、それぞれの基本法の理念部分をここに掲げさせていただいております。

そして、右側のほうに大きな括弧でくくっておりますけれども、政策達成目標明示制度が本格的に導入された場合の評価レベル、その達成目標は、例えば、食料自給率の向上なり、木材自給率の向上になるのではないかということで、それを想定して今回の体系図を構築しているところでございます。

次に中目標でございます。中目標は、全体で6本という形になるかと思っております。それぞれの中目標に基づく政策分野は、次のページをめくっていただければわかるかと思っておりますが、21 ございます。ここで白抜きの※印をしているのは、毎年の政策評価に馴染まない横断的なものです。これは総合評価として後年まとめて行いたいということで、本日は、16の政策分野について、皆様からご意見を賜りたいと思っております。

真ん中にあるのは、食料・農業・農村基本計画などの構成と政策分野とのリンク先を矢印で明示したということでございます。

次の3ページ、各政策分野における目標・指標一覧というのがございます。これを隣に置きながら、早速ですが、資料4で、それぞれの政策の必要性、有効性、効率性、目標・指標になるものをここから説明させていただきます。

政策評価においては、皆様のご意見を記述した評価書を公表する必要がありまして、それがお手元でございます資料5、厚い資料になっておりますが、これをすべてホームペー

ジ等で公表していくという運びになります。

事前に、皆様には資料をごらんいただいているということもございますし、時間の関係もございますので、概要を資料4に取りまとめてございますので、この資料4を説明した後に意見交換をお願いしたいと思います。

それでは、2回に分けて説明させていただきたいと思います。最初は、食料・農業・農村の部分の説明し、それぞれの中目標ごとにご意見をいただく。その後、林業、水産の部分の説明し、またそれぞれの中目標ごとにご意見をいただくという形で、効率的に進めさせていきたいと思います。

今年は、先ほど来申し上げておりますけれども、政策の大きな変わり目ということもございますので、各施策の必要性、有効性を事前に評価するという手法をとらせていただいております。来年以降は、この目標に照らして実績がどうなったかということで、またご意見等を賜るような形に進めさせていただきたいと思います。

したがいまして、本日、委員の皆様には、先ほど申し上げました評価のチェックポイントに照らし、特に、目標なり指標が政策・施策との関係で妥当性があるのか、あるいはわかりやすいものになっているかどうかという視点でご意見を賜ればありがたいと思っております。そして、皆様からいただいたご意見を、資料4にあるとおり、第三者委員会の委員意見という形で、ここに付して公開していくという形にしたいと思います。

それでは、資料4に基づきまして、12ページの食料・農業・農村分野について説明させていただきます。若干長時間になることをお許しいただきたいと思います。

まず、資料4の1ページ目、中目標、食料の安定供給の確保というところでございます。政策分野名は食の安全と消費者の信頼の確保。この下には担当局名が、この場合は消費・安全局ですが、書いてあります。それから、資料3から主な目標・指標の抜粋をここに、すべては載っておりませんが、抜粋を載せています。したがいまして、資料3の3ページ以降の指標なり目標値というのを横で見ながらご議論いただければと思います。

食の安全と消費者の信頼の確保、施策名は、2つございまして、1つ目は食品の安全性の向上とフードチェーンにおける取組の拡大、2つ目は食品に対する消費者の信頼の確保ということでございます。

食品の安全性の向上とフードチェーンにおける取組の拡大というのは、基本的には、必要性のところがございますけれども、国民の健康に悪影響を及ぼすおそれのある危害要因について、その実態を把握した上でリスク管理措置を講じていくと。なぜそういうことを

するかということ、効率性のところにもございますけれども、物事が起こってからではなくて、未然にそのリスクを軽減し、経済的な損失などを最小限に抑えることが可能であると、そのほうが効率的であるということでございます。反映の方向性では、科学的原則に基づきまして具体的なリスク管理措置を検討し、フードチェーン全体における取組に拡大していくということを中心としております。ここでの指標は、カドミウムの暫定摂取許容量であるとか、GAPの導入産地数であるとか、そういったものを記載しているところがございます。

食品に対する消費者の信頼の確保は、不正表示の監視・取締り、適正な表示に向けた食品事業者への指導・啓発を推進するというところでございます。特に、有効性とすれば、食品Gメンによる監視なり、食品表示ウォッチャーによるモニタリング、それから疑義情報を端緒とした取締り、あるいは事業者への指導による表示の改善が見られておまして、消費者の一番接する機会があるといえますか、それしか情報がないと言ったほうがいいんですが、表示に対する信頼性を確保していくということでございます。これにつきましては、効率性から言えば、卸売業者や製造業者への重点的な調査を行うということが効率的ではないかということでございます。

次のページにいきまして、政策分野の2つ目でございますけれども、国産農畜産物を軸とした食と農の結び付きの強化ということでございます。

1つ目の施策は、農業と国民の結び付きの強化ということでございます。これは、必要性とすれば、国産農畜産物の継続的な消費喚起、米、小麦、大豆、新規需要米等の供給の拡大、消費と供給、その両方の取組を推進するというところでございます。有効性としましては、食料・農業・農村基本計画に沿った国民との結び付きの強化に関する施策を体系的かつ抜本的に整理・見直すことにより、効果の見える施策へ重点化していく、そして有効性を確保する。効率性としては、関連する事業を大きくくり化します。そして各事業ごとの経費を削減し、コスト削減の努力を継続的に実施していくと。反映の方向性とすれば、消費と供給それぞれを拡大するため、生産者、製造事業者、実需者が連携する取組を推進するというところでございます。

2つ目は、地産地消の推進でございます。地産地消を推進するため、取組の核となる直売所の運営・販売力の強化を図る必要があります。これにつきましては、効率性のところでは、特に強い農業づくり交付金の地産地消促進特別枠につきましては、類似の事業を統合整理し、より効率的な政策手段に限定すると。そして、反映の方向性としては、直売施

設等の施設整備を推進するとともに、実需者である学校給食、外食事業者等の幅広い方々の主体的な地産地消の取組を推進するということでございます。

次の3ページになります。食品産業の持続的な発展、3番目の政策分野でございます。これについては3点ございます。

1点目は、フードチェーンにおける連携した取組の推進ということで、現在、我が国は、国内外の原料調達リスクが高まり、あるいは人口が減少する、高齢化していくという中で、いかに食料を安定供給し、国民が安心を実感できるよう、フードチェーンの各段階における連携した取組を推進していきたいと。有効性とすれば、その各段階における食品流通の効率化・高度化に係る取組を推進する。効率性とすれば、農商工連携を促進し、また一方で、内容が重複・類似する事業は整理・統合していくと。反映の方向性とすれば、販路開拓の取組支援、コールドチェーン体制の整備、そういったものを進めてフードチェーン各段階での連携した取組を推進していく。

2点目は、国内市場の活性化でございます。国内市場の縮小が今続いてきておりますけれども、消費者の皆様の多様なニーズに適応し、国内市場を活性化する必要性があると。その際、環境への配慮あるいは法令遵守等への企業の取組を推進していくということでございます。有効性につきましては、新商品・メニュー等の開発の推進による国内市場の維持・回復。あるいは一方で、温室効果ガスの排出削減あるいはコンプライアンスの確立等の取組は、企業自体の社会的責任を果たすための取組として有効ではないかと。効率性の中では、類似のものを整理・統合したり、環境対策では事業対象の絞り込みを実施していきたいということでございます。

3点目の海外展開による事業基盤の強化でございます。これは、特に、アジア市場を中心に我が国の食品産業の海外展開を促進していくということでございます。ただ、アジア各国への投資なり食品関連情報の収集・提供、あるいは国内で開発された製造技術を進出先の製造環境に適応させるための技術的な課題の解決、こういったものを通じて食品産業の海外展開を促進するためには有効な手法ではないかということでございます。効率性でございますが、費用対効果が総体的に低いメニュー、あるいは一定の成果が得られたメニュー、そういったものにつきましては削除なり縮減していきたいということでもあります。反映の方向性でございますけれども、各種情報収集・提供あるいは技術的な課題の解決の取組。そしてボリュームゾーン、特に中間所得層とイスラム諸国向けのハラール食品等に関する情報収集・提供の取組を強化していきたいということでございます。

4 ページにいきまして、5 つ目の政策分野でございます。意欲ある多様な農業者による農業経営の推進でございます。

施策名の1 つ目は、意欲ある多様な農業者による農業経営の育成・確保ということでございます。これは、必要性は、2 つございますが、1 つ目は、戸別所得補償制度の導入等により意欲あるすべての農業者が農業を継続できる環境を整備するということ。2 つ目は、地域の議論の中心となる家族経営の経営改善、集落営農の組織化、法人経営の育成を推進する必要があると。有効性は、それぞれの意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整備し、おのこの創意工夫を活かしながら、地域農業の担い手として継続的に発展する取組というのは、農業経営の育成・確保に有効ではないかということでありまして、効率性につきましては、現場の主体的な判断を尊重した多様な努力・取組を支援すると。特に、戸別所得補償制度と各種施策を組み合わせ一体的に推進していくのが最も効率的ではないかと。反映の方向性ということでは、先ほど来申し上げています戸別所得補償制度の導入により、環境整備なり担い手の家族経営あるいは集落営農、法人経営の育成を推進していきたいということでございます。

2 つ目は、人材の育成・確保等でございます。ここの必要性は、我が国農業の将来を担う農業者を確保する必要があるため、人材の育成・確保を図るため、就農の促進、女性の活動の促進、そしてここには、高齢農業者等が非常に問題になっております農作業安全対策の向上ということを必要性としてうたっております。有効性では、近年、非農家出身者の農業への関心の高まり、これは若者を中心に高まってきておりますので、これらの方への就農を支援するということが、新規就農者の増加に非常に有効であるということがポイントになってきております。効率性とすれば、そういった複数の技術習得支援研修を大きくくり化・重点化していきたい。それから、雇用就農希望者には定着率を高める支援を行いたいということでございます。反映の方向性としては、法人等への雇用就農を重要な就農ルートと位置づけまして、農外出身者に対するOJTを実施する。あるいは女性の起業活動を直接支援する。農作業安全を推進するため事故の防止等を推進するということでもあります。

5 ページになります。3 点目、意欲ある多様な農業者による農業経営の特性に応じた資金調達の円滑化でございます。この必要性は、農業者の資金借り入れの際の負担軽減、民間資金の有効活用等を促進するための取組を推進するということでありまして、有効性としましては、各種制度資金等の支援策を講じることは資金調達の円滑化に有効であるとい

うこと。効率性では、従来の補助から、使途が比較的自由で財政負担の少ない融資にシフトする、補助から融資へということをございます。反映の方向性としては、特に農業者の施設整備に係る資金借り入れの際の金利負担軽減、あるいは農業者が使いやすい短期運転資金を創設していきたいということをございます。

4点目は、農業災害による損失の補てん。農業災害による損失の補てんを早期化することは、経営の安定を図る上で非常に有効であるということをございます。したがって、反映の方向性としては、共済金の早期支払いを確保するため、農業共済掛国庫負担額や事務費負担額の必要額を確保していきたいということです。

続きまして、6ページになります。6つ目の政策分野、優良農地の確保と有効利用の促進をございます。

1点目は、計画的な土地利用の推進と転用規制の厳格化。必要性とすれば、優良農地の確保を図るために、昨年改正された農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適切な運用と農地の確保のための施策の推進ということをございます。特に、国・都道府県・市町村が一体となって優良な農地の確保に取り組むことが効率的であるということの基本とし、各都道府県の農用地区域内農地の面積目標の総和が国の面積目標と整合性が図られるように協議調整を行うとともに、その達成状況を毎年、把握し、公表していくということとであります。

2点目は、耕作放棄地対策の推進です。これは、耕作放棄地の解消を図るため、まず発生抑制、それから農地を再生する取組、3点目は農業委員会の指導等の強化の取組の推進が必要としております。効率性では、荒廃の程度等についてあらかじめ現地調査を実施し、対象を作物生産を再開すべき農地に限定した上で、地域ごとに異なる必要な対策を機動的に選択できる仕組みとして、耕作放棄地の再生を支援する手段として行うことは効率的であるということをございます。

次は、意欲ある多様な農業者への農地集積の推進です。意欲ある多様な農業者への農地集積を推進していくということで、これは基盤整備と一体的に行う換地あるいは利用権設定等により、農地の利用集積を進めることが有効であり、そういったものを基本として行いたいということをございます。

7ページをございます。7つ目の政策分野、農業生産力強化に向けた農業生産基盤の保全管理・整備をございます。

1点目は、農業水利施設の安定的な用排水機能等の確保です。必要性としては、基幹的

農業水利施設の適時適切な補修や更新整備の取組を推進することが必要。有効性としましては、老朽化が進んでいる中、施設の機能診断等によるストックマネジメントの取組を推進していくことは、安定的な用排水機能を確保していくのに有効ではないかと。その際、効率性としては、直轄事業、補助事業については、費用対効果分析の厳格化を一層推進していくということでございます。反映の方向性としては、施設のライフサイクルコストを低減する補修・更新等の保全管理を推進していくということです。

2点目は、良好な営農条件を備えた農地の確保です。現在、自給率向上のため、水田の有効活用による麦・大豆の生産拡大を図っておりますけれども、その生産拡大を実現するための農地の排水対策を重点化していくということでもあります。これにつきましても、直轄事業及び補助事業につきましても、費用対効果分析の厳格化を一層推進していくということでもあります。

続きまして、8ページになります。8番目の政策分野、持続可能な農業生産を支える取組の推進です。環境保全効果の高い営農活動の推進ということで、必要性とすれば、1つは、土づくりと化学肥料、化学合成農薬の使用低減に取り組む農業者、エコファーマー。それともう一つは、家畜排せつ物の飼料作付地への適正な還元等により環境負荷軽減に取り組む酪農経営、これらを育成するということでございます。それぞれ、化学肥料の使用低減なり、環境保全効果に有効性があらわれてきております。23年度以降、地域資源・環境保全のための施策等、こういったものを整理しながら、戸別所得補償制度の本格実施にあわせまして、加算制度の検討とあわせて環境支払いのあり方、あるいは畜産の所得補償制度のあり方を検討していきたいということでございます。そういったことを通じて、資源環境、環境負荷軽減効果の高い営農活動を促進していきたい。

2つ目は、有機農業の取組の拡大であります。有機農業の取組を拡大するためには、技術の確立・普及、産地規模の拡大、産地間の連携による安定供給の確保、そして何よりも消費者理解の促進が必要です。そのための有機JAS制度の活用を推進する必要があるということでございます。その有効性については、ここに記載しているとおりでございます。効率性については、これも上の施策名と同じでございますけれども、今後の戸別所得補償制度の加算制度の検討とあわせて、環境支払いのあり方について検討と、同じような趣旨で書かせていただいております。

次の9ページ、9番目の政策分野、農業・農村における6次産業化の推進でございます。

1点目は、農業者による加工・販売分野への進出等の取組の推進でございます。必要性

としましては、農業者が加工・販売分野に進出し、新たな付加価値を創出し、農村地域の雇用と所得の確保を図る必要があると。これは喫緊の課題でございます。効率性とすれば、従来の類似の事業につきましては整理・統合していきたいと。反映の方向性とすれば、6次産業化を推進するための各種の支援、例えば新商品の開発、販路開拓、加工・販売施設の整備への支援、専門的なアドバイス、こういったものを進めていきたいということでございます。

2点目は、農村に由来する資源の活用促進ということで、バイオマス、太陽光、水力、風力、こういった再生可能エネルギーの利用拡大を図るとともに、農林水産物、副産物の地域資源を用いて、素材あるいは医薬品等の分野で先端技術を活用した新産業を創出する必要があるということでございます。効率性としましては、これも複数の事業について見直し、「緑と水の環境技術革命総合戦略」の中に位置づけられた分野を集中的に支援していくということでございます。

次の10ページでございます。10番目の政策分野は、都市と農村の交流及び都市とその周辺の地域における農業の振興です。1つ目は都市と農村の交流等。新たな交流需要を創出するために、効率性としては、事業メニューの整理・統合を行い、現場のニーズに対応した取組メニューを自由に組み合わせる仕組みに変更して効率化を図りたいということで。反映の方向性としては、観光関係者と農村地域が連携して行う取組、あるいは都市部の人材を活用する取組、そして農山漁村を教育の場として活用するための施策、こういったものを推進していくということです。

2点目は、都市及びその周辺の地域における農業の振興ということで、都市及びその周辺地域における農業の振興を図るため、市民農園等を活用しまして農の営みを体験する場を都市住民に提供する。そういったことで都市農業の持つ機能なり効果に対する理解を促進していきたいということでございます。反映の方向性としましては、市民農園等の整備、あるいは都市住民のニーズを踏まえた市民農園等における農業体験、交流活動の促進、都市農業振興のための取組をそういったもので推進していきたいということです。

11ページ、農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全です。

1点目は農村コミュニティの維持・再生であります。都市と農村の交流、定住や地域の活性化に向けた取組を推進していくと。効率性としましては、既存の事業メニューの整理・統合を行い、現場のニーズに対応した取組メニューを自由に組み合わせる仕組みに変更していく。反映の方向性としては、集落機能を維持するための地域資源の活用、あるい

は保全環境の取組を推進していく。

2点目は、中山間地域等直接支払制度、この中山間地域等直接支払制度によって、多面的機能を確保するため、自律的かつ継続的な農業生産活動を推進する必要がある。有効性でございますけれども、この制度の第2期対策の効果等を検証した結果、約7万6,000ヘクタールの農用地の減少が防止されたと推計されております。効率性としては、事務費については見直しを行い削減する。それから、22年度からは単年度ごとの所要額交付方式に改め、基金残高を国庫へ返還するというやり方をしております。反映の方向性は、23年度は、戸別所得補償制度の本格実施にあわせ、離島等の条件不利地域における的確な補完を行うため、傾斜地等と同等の条件不利性を持つ農用地への支援を拡充する。

3点目は、農地・水・環境保全向上対策です。現在の農村における過疎化・高齢化・混住化の進行により、農地あるいは農業用水の保全管理が困難となってきました。そのような中で、農業者以外にも含めた多様な主体の参画により、将来にわたって良好な状態でこれらの地域資源が保全管理される必要があるということで、共同活動、農業者ぐるみでの先進的な営農活動を一体的・総合的に支援していく。そういうことを通じて、農地・農業用水等の資源の適切な保全管理に非常に有効であると。効率性ですが、予算執行に係る監視を強化するため、国自らも現地調査等を実施していく、あるいは諸経費、印刷費とか、さらなる経費の削減を図っていくということでもあります。

12ページになります。農村の振興の続きでございますけれども、農村の生活排水対策につきましては、都市部に比べ依然おこなわれているということでございますので、それと農業用施設等の災害を未然防止すると、これらの取組は安全・安心な農村の暮らしの実現に有効であるということでございます。効率性でございますけれども、22年度から、地域の自主性に基づき、農業農村、森林、水産の公共事業を自由に選択し、総合的・一体的な整備が可能となる農山漁村地域整備交付金を実施しております。また、防災事業のうち直轄事業及び補助事業につきましては、費用対効果分析の厳格化を一層推進しているところであります。

次の施策でございますけれども、鳥獣被害の軽減を図るため、市町村間等での広域的で横断的な連携の推進、対策の指導者や捕獲の担い手の育成確保、捕獲鳥獣の利活用の取組等を推進していきたいということでございます。鳥獣被害というのは、個々の農家で十分な効果は望めないもので、行政、猟友会、そういった地域の関係者が一体となった体制の整備、それから、地域ぐるみの総合的な取組の推進が鳥獣被害の軽減に非常に有効であると

いうことをごさいます。効率性としましては、都道府県向けの交付金とあわせて、イノシシなどは県境を越えて動いたりしますので、交付金では対応が困難な県を超えた取組を支援する。あるいは交付金以外の要求は、「類似事業との整理統合」との指摘を踏まえ、類似の事業を大きくくり化を検討しているところであります。引き続き、都道府県向けの交付金により、地域ぐるみの体制を整備したり、県域を超える広域的な連携の推進等を図って、鳥獣被害の軽減を図ってまいりたいと考えております。

非常に長時間にわたって恐縮でございますけれども、食料・農業・農村分野につきまして説明させていただきました。

それでは、委員の皆様からのご意見を賜りたいと思いますが、最初に食の安全と消費者の信頼の確保というところで、ご意見をいただければと思います。どなたからでも構いませんが、よろしく願いいたします。

大熊委員からお願いします。

○大熊委員 消費者の信頼を得るということで、表示のところが出ているんですけども、もちろん不正表示、偽装表示の問題もそうだと思うんですが、私は、食育ですとか消費者の立場で活動していく中で、今、各家庭の食卓における加工食品の割合が非常に多いです。原材料を買ってきて家庭でつくるというよりは、出来合いのものを買ってきて家庭で食べる割合が、おそらく、平均で6割か7割にのぼっていると思うんです。その加工食品の原産地表示がほとんどされていないのが現状です。

加工食品の一つ一つの材料の原産地はどこであるということを表示するのは非常に難しいとは思いますが、消費者にとっては、どこでできたものか全くわからないものを日常的に使っているというのが、消費者側には選択の余地がないものですから、もう少し表示の仕方を変えて工夫して、ある程度表示を、偽装表示の取締りだけではなくて、表示制度を変えていくということをしなければ、自給率の向上にもつながりませんし、消費者の本当の信頼を得ることはできないんじゃないかと思っておりますので、その政策も加えていくことが信頼を得る政策につながっていくのではないかと思います。

○櫻庭情報評価課長 新福委員、お願いします。

○新福委員 今、大熊委員が言われたのと大体似ているんですけども、要は、一方的に生産という、農業者ですから、原産地表示というのは重要性はわかります。ただ、物流段階、流通段階で、どうしても私たちの不安というのはそこから見えないんですね。それがあえて消費者の方まで不安になっていっているのではないかと。一つのサプライチェーンと

いうのをもう一度、意識して見直さないと、いつまでたっても安心・安全というのは構築できないんじゃないかと私は思います。

○櫻庭情報評価課長 山本委員、お願いします。

○山本委員 食に対する消費者の信頼確保のところ、不適正表示率を低下させるという目標自体、これはよろしいかと思うんですけれども、これに当たっての有効性、効率性等のところ、食品ウォッチャーの活用あるいは食品表示Gメン等の活用、こういったものを通じて結果的に成果を出していくと。その目標はよろしいとは思うんですけれども、では、食品ウォッチャーをどの程度活用できたのか、あるいは食品表示Gメンというものがどの程度活用できたのか、そういった部分というのは結局評価できないような形になってしまっているのかという懸念があります。ちょっとうがった言い方をすれば、こういった食品ウォッチャーとか食品表示Gメンというものを余り活用できなかった場合には、逆に不適正表示というものが表面に出てこないで、結果的に低い不適正表示率が出てくる可能性もあるわけですので、こういったものを具体的にどの程度活用できたかということも、できれば見える形にしたほうがよろしいんじゃないかと考えます。

○櫻庭情報評価課長 高崎委員、お願いします。

○高崎委員 今の先生のお話とかかわるんですけれども、典型的な規制行政というか、いわゆる取締りですとかというのをやる行政施策である場合に、当然、不適正表示率というのは、まさにおっしゃったように、頑張れば上がるものなのか、下がるものなのかというのがわからない状況の中で、この2つの指標だけで評価するというのはなかなか難しい。

先生がおっしゃったように、体制がどうなっているかですとか、取締りがどうなっているかということを見ていくとなると、人数の話ですとか、規制の評価になってくると、規制を実施するための体制とか費用とかというのはどのぐらいかかっているという観点、多分評価には必要になってくると思います。

その意味で、ほかの政策分野にも、効率性で書いてある文章には、まだ実績が入っていないので、何とも評価のしようがないなという気はするんですけれども、少なくとも規制もしくは取締りという話を想定されるのであれば、コンプライアンス側の話だけではなくて、規制を実施するための体制ですとかコストですとかというふうな観点が欲しいというのが1つ。

あと、評価書の中に書いていると思うんですけれども、実績は結構良くなっているという評価をされているんじゃないかと思うんです。いわゆる不正表示率が下がってきている

という評価をされていると思うんですが、もしそうなのであれば、これも裏返してみると、もっと頑張らなくてもいいんじゃないのというふうな判断もできてしまうわけです。不適正表示率が下がっているので頑張らなくていいと。そうではないと思うんです。だったらそこを説明する必要があるなという気はします。

これは事前評価ですから、目標でこれを立てるということは全然問題ないと思うんですけれども、有効性のところとか効率性のところを1年後に評価するとき、その観点がないと、説明としてはちょっと足りないかなという気はします。その配慮が必要かなという気はします。

○櫻庭情報評価課長 速水委員、お願いします。

○速水委員 表示のところなんですけれども、不正表示に関して、作為的なものと、間違いというのか、純粹に間違った部分というのがあって、その辺をしっかりと分けていかないと、発生の要因が全く違うと思うんです。間違っただけの場合には、いろいろな指導の形で教育なんかで直っていくと思うんですけれども、あえて表示の不正を行ったという場合は完全に作為的なことですから、別の方法をとっていかないと直っていかないわけで、その辺の色分けをはっきりして、どっちをどうつぶしていくかという形にしていかなないと、それを十把一絡げでやってしまうと、ものすごく不正表示が多い中で減らしていくんだったら、全体の目標でいいと思うんですけれども、かなり小さい数字ですから、十数%の話をここでやっていっちゃうわけだから、その中身というのは、どっちが多いかによってやり方は全然違ってくると思うんです。それが少し見えていないので、それがはっきり見えないと、評価も効果的でないだろうし、方法も効果的でないだろうと思います。

それと、HACCPの導入で、1億円から50億円のところを24年度に50%にしているという目標が出ていて、それを23年度に42%と出ているんですけれども、1億円から50億円でもものすごく幅広いですよ。その中の1億円と50億円の違いというのは、業態としては全く対応の能力が違ってくるだろうというふうに思います。これはちょっと幅が広過ぎるので、目標値として出すには少しまずいんじゃないか。もうちょっと細かく割って、チェックしやすいようにしておかないとまずいなという気がします。

○櫻庭情報評価課長 ありがとうございます。

田中委員、お願いします。

○田中委員 説明をいただいたとおり、未然にリスクを防ぐという視点で、リスクマネジメントの視点というのが入っていると思うんですけれども、食の安心・安全というのは、

今、非常に時代の要請でもありますし、消費者の最優先項目でもあると思いますので、先ほどお話もちょっとありましたけれども、リスク対応の視点みたいなことも、もう少しあってもいいのかなというふうに思っています。

例えば、不適正表示率 10 %、この数値目標は、ゼロというのはいかないので、10 %以下ということにして、回収等があってP D C Aを回したときにどうなったのかという視点ですとか、あとは、効率性というの、この場合は、もう少しケースが集積されないと出てこない視点でもあると思いますので、この場合は、効率性というよりも、先ほどのリスク対応ですとか、そちらのほうにもうちょっと重点が置かれて、評価がなされてもいいのかなというふうな印象を持っています。

○櫻庭情報評価課長 今、6名の委員の方からご意見がありました。

それでは、担当局のほうからコメントさせていただきたいと思います。表示関係につきましては消費・安全局、それからH A C C P関係では総合食料局からお願いいたします。

○嘉多山消費・安全局消費・安全政策課長 まず、原料原産地表示でございます。これは食料・農業・農村基本計画にも、原料原産地表示を拡大する方向でということによって仕事を進めていくということにはなっておりますけれども、ご承知のとおり、表示の企画立案は消費者庁に移管されております。私どものほうも、消費者庁に、働きかけてくということですので。農林水産省の政策として見ると、監視のところだけを今やっているということでございます。

それから、Gメンの数なりというの、参考指標として、どのぐらいの件数を立ち入りしたかとか、その中でどのぐらいの違反が見つかったかということについては、数字としては評価書の実績で、毎年きちんと書いていけば、ご指摘にこたえられるのではないかと思います。

それから、表示の間違いが作為的なのかどうなのかというのは、お話としては我々も大変変わりますが、作為的かどうかという判断はとてもしにくいと考えています。また、指導しても改善しないようなものも対象となっております。

それから、リスク管理について、食品の安全のことについてでございますが、ここも、私どもがやっておりますのは、農家の方なり食品事業者の方、あるいは消費者の方が、どのように取組を直していくとリスクが下がっていくのかということを経験的に考えて、それを皆さんにやっていただくということです。規制という面では、食品衛生法に基づいて厚生労働省が、法律に基づいて回収を命じるということになりますので、ここに載せてい

くのはなかなか難しいと思っております。

ただ、回収というのは非常手段というか、リスク管理というよりは、事故対応、危機管理ということでございますので、指標にしても、正確に私どもがやっている取組を評価できないのではないかと考えているということでございます。

○梶島総合食料局総務課長 速水委員からご指摘いただきました1億円から50億円、かなり差があるので、セグメントして評価できないかというご指摘です。統計データとして、1億円から3億円とか、3億円から10億円といった統計データがとれますので、その統計データがとれる範囲で、事後の段階で評価する際に、そうしたデータをあわせて検証するというスタイルにしたいと思っております。

なお、1億円から50億円としたのは、50億円以上の企業につきましては既に導入途中という、既に手をつけているものまで含めて、7割以上がHACCPを導入、資力がある、資金力がある、あるいは衛生管理をする人がいる、人間を確保できるということが最大の理由ですけれども、かなり導入率が上がっております。

問題は、1億円から50億円の層をしっかりとやっていくということが衛生管理の水準を上げる一番の効果的なポイント、クリティカルポイントだと思います。その部分をやっていくということで、1から50という幅を置きましたが、そこは統計データとして3分類できますので、繰り返しになりますが、事後の評価の際にお示ししたいと思っております。

○櫻庭情報評価課長 山本委員と高崎委員からのご意見につきましては、1年後にコスト対比性なり、また数字をもってご議論いただくということでよろしいでしょうか。

○高崎委員 1点だけよろしいですか。食の安全については、政策達成目標明示制度、今年度に試行導入で来年度から本格実施と言われてはいますが、その中でも多分、1つのテーマになるんじゃないかなというふうにも思えるんですね。先ほどご説明にあったように、例えば消費者庁ですとか、厚生労働省ですとか、今、食品安全庁をつくるかという構想がございますよね。その背景にあるのが、政策達成目標明示制度自体、各省の上に政府としての目標を掲げて、関係をする各省、各局の仕事を束ねて評価するという観点で、まさに農林水産省さんの話で言うと、食料自給率ですとか、食の安全というところがかなり引っかかってきそうな気がするんですね。

その意味で、所掌はここなんですというお話はあると思うんですけれども、政策達成目標明示制度が入ってくると、プラスアルファのところまで突っ込まなきゃならなくなると

いうのは、留意しておく必要があるのかなという気がします。

○櫻庭情報評価課長 ありがとうございます。それにつきましては、冒頭、私の説明にありましたけれども、いろいろな変更があった場合、またこの体系を変えていきたいと思っています。それから、まだ国家戦略室なり総務省のほうから、こういう確たるものという明示がないものですから、現状は、各府省がそれぞれの中で政策評価を行って行って、新たな動きが出てきた段階で、対応していくというやり方で進めさせていただきたいと思っています。

阿部委員、お願いします。

○阿部委員 食品表示Gメンということで、農政局なり地方農政事務所の職員の方が当たっているというお話でございますけれども、私は、税理士として税務にかかわっているときにつくづく思うんですけれども、税務調査で職員が来たときに、地元の人なかなか適切な調査がされていないということをすごく感じるんですね。それから、皆様ご存じかどうか分かりませんが、交通違反も、その商店街に気を使って地元の警察はやらない。ではそれをどこがやるかという、県の全然関係のない機動隊がやるとか、そういう形で行われているのが実態ではないかということからすると、食品表示Gメンの皆さんを人選される時に、できればその地域にあまり関係のない方々が携わることによって仕事もやりやすくなるのかなと思います。細かい話で恐縮なんですけど、その辺のご配慮を人の張りつけのときに検討すれば、よりよい効果が出てくるのかなという感じがいたします。よろしく願いいたします。

○櫻庭情報評価課長 それでは、時間の関係がございますので、次に進めさせていただきます。

2つ目の国産農畜産物を軸とした食と農の結び付きの強化、関連しますので、3点目の食品産業の持続的な発展、2つあわせてご意見をいただければと思います。よろしく願いいたします。

○新福委員 3ページの(3)も入っていいんですか。

○櫻庭情報評価課長 はい。

○新福委員 実は約5年前から、私どもの会社にも約6カ国からオファーが来ています。これは結局は、日本の農地というのは460万ヘクタールちょっとしかないんですけれども、一番問題というのは、後に出てくる農地の面的集約化、これはちょっと厳しいんじゃないかなと私は思うんです。

その中で、実は、まず農地をまとめてくださるということと、極端に言えば 99 年間無料でもいいよと。そういう中で、海外の各国は、中国なんかはアジアとかアフリカのほうで約 600 万ヘクタールぐらい。ということは、日本の全耕作面積より以上に、中国は食料安全保障という観点から確保しているんですね。私たちも 6 カ国のオファーというのは、農業技術を供与するかわりに 99 年間は農地はただでいいよと、そういう中での一つの取引なんですけれども、農林水産省としてはそういう一つの考えがあるのかなのか。

私に言わせれば、せっかく日本で培った農業技術、そういうシステムを、海外の良い意味での支援もしくは貢献ができた上で、なおかつ安定的に海外の土地を活用した食料輸入というのは、私みたいな農業者がそれを言う立場というのは不思議に思われるかもしれないけれども、農業者としては、そういう一つの、海外の農地を借りて農業経営をやるという意識も今後はやっていかないと、いろんなところで土地利用というのがグローバルになっていますので、いいんじゃないかなと私は思いますけれども、国のほうはそういう方向性というものはあるんでしょうか。

○櫻庭情報評価課長 ありがとうございます。

田中委員、お願いします。

○田中委員 この部分は、質問なんですけれども、指標を決めて、目標値、目標年度があるんですが、物によっては、例えば、朝ごはんの摂取促進等については 32 年度みたいになっていて、かなり長期間にわたるというか、長期スパンのものがあるので、余り長いと評価というのがなかなか難しいんじゃないかというふうに印象を持っていたんですけれども、政策とも紐づいていると思いますので、一概にこれが長いか短いかという議論は難しいのかもしれないんですけれども、後ほど、決めたときの明確なポイントがあれば教えてください。

○櫻庭情報評価課長 山本委員、お願いします。

○山本委員 政策分野 3 の食品産業の持続的な発展の（1）のところで、フードチェーンにおける連携した取組の推進の中で、指標の 4 番目で、食料品の買い物が困難・不便な住民に対して対策がとられている市町村の割合ということで、目標が前年度より増加というだけですので、1 個でも増えれば増加で目標達成ということになってしまいます。もちろん、23 年度から調査予定ということは書かれておりますけれども、事後的に評価するに当たっては、前年度より増加というだけでは、指標としてはいかがなものかと思しますので、何らかのもう少し具体的な指標を立てられたほうがよろしいのではないかというふう

に考えます。

○櫻庭情報評価課長 ありがとうございます。

高崎委員、お願いします。

○高崎委員 私も政策分野3番目なんですけれども、産業振興のような施策のときのいわゆる実績評価、パフォーマンス・メジャーメントと言われるものの典型的なケースだと思うんですが、①、②、③があって、生産側、農商工連携等々の業務をやられる方のでこ入れをやり、市場の活性化をやり、海外にも展開をすると。多分、食品産業の持続的な発展というのを達成するための手段として、事業者、国内市場と海外という見方をしているのかなと思うんですね。こういう施策の場合、①と②と③のプライオリティーがどういうふうについているのかなというのが気になるわけです。

今、予算の項と評価の単位というのは揃っていますので、3番の予算というのはパッケージで出ているはずなんです。ファンドとして、どこに今後力を入れていくとか、どこのところどのぐらいの資源を割り振っているというふうなところについては、こういう、特に手段がぱっぱっと分かれているようなものだと、すごく目につくと思うんです。その意味で、効率性なのか有効性なのかわからないんですけれども、実績を評価するとき、どこにプライオリティーをつけて、どのぐらい資源を投入するというふうなところの観点は、特に3番のときにはすごく気になるという印象を持ちました。

○櫻庭情報評価課長 ありがとうございます。

○阿部情報分析・評価室長 議論の途中ですが、堀口委員が見えられましたので、ご紹介させていただきます。

○堀口委員 よろしくお願いします。

○櫻庭情報評価課長 それでは続けさせていただきますけれども、ほかにご意見ございませんでしょうか。

それでは、まず1番目の新福委員の件でございますけれども、基本的には、今回、議論の対象としている16本の政策分野の中に入っていない総合的な食料安全保障の確立のところ、これは総合評価を実施することとしている政策分野なんですけれども、そちらのほうの対象にもなるのかなとは思っております。海外の農地を99年間借りて安定的に輸入していく。日本のスペックに合ったやり方だと思いますけれども、そういったものは、今回の食料・農業・農村白書でも各国の状況を説明しております。基本的にはそうなるのではないかと考えております。その総合評価の中で対応していきたいと考えております。そ

れでは、基本的には総合食料局に何点かあったかと思しますので、お願いします。

○梶島総合食料局総務課長　まず、山本委員からご指摘がありました前年度より増加ということでございます。これは、買い物難民という言葉が時々マスコミにも出てまいりますけれども、いわゆる過疎地域だけではなくて、一部の都市、例えば高島平とか多摩ニュータウンとか、そういったところでも買い物難民というのは出ています。とりわけ過疎地域ではそれが非常に深刻な問題になっているんですが、私どもでも、一体どの程度の市町村がどの程度のことをやっているのか、現状は正直言ってわかりません。したがって、23年度からその調査を開始する予定なので、発射台がどこになるのか、そもそもまだわかっておりません。

そうした意味で、少なくとも前年度よりは増加するように、つまり施策をやる以上は、よりよいものにしていくのは当然と言えば当然なんですが、その水準がどこが適当なのかという議論が、私ども自身がまだできていないということなので、評価の際にそうした部分も含めてご議論いただくことが適当なのかと。つまり、目標値をどうするか、そのものがこの委員会のご議論の一つ材料であると、私どもは少なくとも理解しておりまして、そういった統計データというものをお示ししながらご議論いただいて、それでは甘過ぎるじゃないかとか、それでは実現不可能じゃないかとか、そうしたご議論をこの後にいただきたいと思っております。

なお、買い物難民の問題につきましては、現在、指標としてどういうものを、指標というのは、買い物難民がどの程度いるのかとか、行政のターゲットとする地域はどのあたりなのかということが、全くもってわかりませんので、そうしたものを政策研究所というところが中心になって、手法の開発に取り組んでおります。マスコミで報道されるたびに100名近い傍聴者が来るくらいの、世の中的にも非常に興味を持っていただいております、民間ビジネスの端緒あるいは行政そのものの、市町村の行政サービスに貢献していくものと私どもは思っております、この部分の特出しして整理させていただいていることをあわせて説明させていただきます。

それから、高崎委員のほうから、予算配分のプライオリティーとリンクするので、そうした部分もあわせて評価の段階で見えていくべきではないかというご指摘。その際、一言申し上げたいのは、予算といっても、ソフトの予算とハードの予算というのがまずあるということをご評価いただければというふうに思っておりますが、あわせてお願いさせていただきたいと思っております。

○櫻庭情報評価課長 田中委員からございました、朝ごはんの摂取促進等を通じた米の消費拡大の目標年度が 32 年度となっていたり、ほかの指標の目標年度がいろいろ違っているというご指摘がございましたけれども、基本的には、食料・農業・農村基本計画の目標とするターゲットが 32 年度であります。また、事業や制度、他の長期計画の目標で、26 年度になったり 27 年度になったりといろいろございますが、1 点申し上げたいのは、毎年毎年、実績の数字が出てきます。今年は、この目標値でございますけれども、それぞれについて 1 年後からは、これがどのくらい上がったか下がったか、その場合の要因は何かというのを来年からはお示ししながらご検討いただく、ご意見を賜ると、そういう形にさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

そこで、政策分野 2 の国産農畜産物を軸とした食と農の結び付きの強化のほうは、特段ご意見ございませんでしたが、よろしいでしょうか。

大熊委員。

○大熊委員 質問も含まれているんですけども、先に質問すればよかったんですけども、日本型食生活の実践に取り組む人の割合ということで、平成 21 年度 17 %、この数字の根拠というのは何なのか、まず 1 つ教えていただけますでしょうか。

○嘉多山消費・安全局消費・安全政策課長 これは、私どものほうで、食事バランスガイドと食生活指針の浸透度を調査するというので、3,000 人ぐらいのモニターの方に調査用紙を郵送して、それでお返しをいただいて、実績で申し上げますと、21 年度については 3,000 のうち 2,300 ほどの回収率になっております。その中で、主食、主菜、副菜を基本に食事のバランスをきちんととっているとか、ごはんなどの穀類をしっかりと食べている、牛乳・乳製品、野菜・果物、豆類、小魚などカルシウムを十分とっているとか、塩分や脂肪のとり過ぎをやめている、それから食文化や地域の産物を活かして、時には新しい料理もつくっているとか、そういう 5 つの項目のすべてについてほとんどできている、あるいは大体できているとご回答した方の割合を何%と計算しています。

○大熊委員 重ねてなんですけれども、朝ごはんの摂取で、1 人 59 キロから、平成 32 年度には 62 キロということで、3 キロ上げるのに 12 年間の期間をとっている、これはなかなか厳しい現状であると思います。今現在は、日本型食生活をする人も、米の消費量も右肩下がりで落ちているのが現状なので、それを右肩上がり上げていく施策というのは、どのようにやって、ちょっと取っ掛かりでもどういった施策を考えていらっしゃるのか、お聞きしてもよろしいでしょうか。

○梶島総合食料局総務課長 大熊委員からご指摘のとおり、事実関係として右肩下がりであることは、事実そのとおりです。大熊委員も携わっていらっしゃる、まさに食育といった啓発活動というのが、一つ大きな根幹を占めると思うんですが、それ以外には、その一環としてやっている学校給食とか、そういったものも施策の対象として考えております。具体的には、学校給食におけるごはん食の比率を高めたいということで、かなり長い年月を要しましたが、ようやく全国で平均3回というのが達成できました。

今後、都心部が非常に低いので、今年の始めだったと思うんですが、文部科学省さんのご協力をいただいて、全国の教育委員会等に対して、既に3回を達成している学校についてはそれ以上のごはん食を、達成していないところについては3回を目指して頑張ってくださいという通知を出していただきました。これは非常にありがたいこととございます。また、私ども直接、学校給食会とか栄養士会とかに働きかけも同時に、食育全体の中で取り組ませていただいております。

さらに、今ご指摘いただきました朝ごはんというところなんですが、この会議の場にいる人の中でも、今日、朝ごはんをとっていない人って結構いるはずなんですね。朝ごはんのマーケットは結構大きいということで、最近ですが、私ども、朝ごはんをしっかりとてきましょうというキャンペーンをやらせていただいております。その朝ごはんのキャンペーンに係る部分がこの指標のもとになっている事業でございますが、朝ごはんのロゴを各企業が独自に、全く企業の経費だけでやっているものです。私どもはお金は個々の企業に対して一切出していませんが、共通のポップとかロゴ、それからCMなどを、よかったら使ってくださいというスタイルでやっているんですね。

例えば、個別の企業が、朝ごはんキャンペーンなどの取組をやったり、朝カレーとか、おにぎりとか、そうしたもののキャンペーンをやっていただいております。具体的にはそうしたものを通じて、朝ごはん市場、失われている朝ごはんというマーケットを掘り起こして、そこでのお米の消費量を上げていくと。

皆さんご存じのように、お米というのは100%国内で自給できるものということで、食料自給率そのものに非常に大きく影響するものでございます。そうした意識を持ちながら、今言った失われたマーケットを開拓するという。それから、次世代である学校給食、それから食育全体というトータルで、大変だとは私ども自身も認識しておりますが、いろいろな関係各位のお力をかりながら進めてまいりたいと考えております。

○櫻庭情報評価課長 畠山委員、お願いします。

○畠山委員 私は、初めて農林水産省の門をくぐらせていただきましたけれども、私は気仙沼で牡蠣とかホタテ貝の養殖をしております漁師です。農林水産省へ入ってきて、またこの会議を通しまして、一番わかったことは、つまり米の消費をどう増やすかということでしょう、結局は。だから、ごはんだけ食えろ、食えろといくら言ったって、おかずが悪ければごはんは食べないんですよ。食料の自給率を上げるというのは非常に簡単なことなんです。沿岸域の海を豊かにして、おいしい魚介類、海藻をふんだんに供給してさえやれば、黙っていたってみんなごはんを食べるようになるんです。

だから、例えば、奥さん方から聞くと、シジミの値段が今の半値になったら週3回、みそ汁をたくという奥さん方は多いんです。だしをとる必要はないし、おいしいから、子どもたちも喜ぶから、シジミのみそ汁を作る。シジミのみそ汁を作ればごはんを炊くじゃないですか。それ一つとっただけでも、米の消費なんていうのはかなり上がると思います。

それから、一番わかりやすいのはコンビニのおにぎりですね。海苔の生産をしている団体がありまして、大きな団体で、そこに聞いてみますと、全国で海苔は今、100億枚とれているわけです。そのうち、30億枚はコンビニで使っているそうです。おにぎりをくるむのに海苔が半分要るんです。そうすると、コンビニで、60億個のおにぎりをくるんでいるということになるんです。

もちろん、おにぎりをあけてみれば、中からはスジコだ、タラコだ、鮭だ、昆布の佃煮だと大体、海のものじゃないですか。だから問題は、今、海苔の漁場が沿岸域の海を壊してしまったため、どうしても沖へ沖へと行っているんです。ここでとれる海苔はすさび系と言って、かたくて、色は黒いんですけれども、味は昔のアサクサノリに比べればかなり落ちるわけです。だから、おにぎりの味を決めるのは実に海苔の味なんです。だから海苔一つとっただけで、海苔の味がぐっと上がれば、おにぎりの消費が幾らになるかなんて計算すれば、あつと言う間に出てきます。

それから、お寿司屋さんへ行って、皆様方が行くようなお寿司屋さんへ行って、例えば1,000円の寿司を食べたとしますね。お寿司屋さん聞いてみてください、米の値段は幾らですかと。何十円もしないんです。ほとんどが上に乗っているネタじゃないですか。ネタはどこでとれるかという、東京の江戸前じゃないですけど、全部、淡水と海水が混じり合う汽水域なんです。

だから、ここをどうやって保全するかが最終的には、これは林業までかかわってくることなんですけれども、物事を部分的で論じてばかりいますけれども、日本という国は、真

ん中に山脈があって、日本海と太平洋に2級河川まで入れると2万1,000本の川が流れている、こういう国なんです。だから、森から海までこの関係をどうやるか、これが決まれば、こういう委員会なんてほとんどやらなくても、お米はあるわけですから、お米の消費が増えて、そしてまた健康になってという、最も大きいグランドデザインを部分的じゃなく見ていただく。私は、このことを言いたくて今日ここへ来ているわけなんですけれども、海の沿岸域の汽水域まで視野に入れて物事を考える、政策を決定するという方向にぜひ導いていただきたいと私は思って、今日来ているわけなんです。

○櫻庭情報評価課長 ありがとうございます。まさしく今回、食料・農業・農村だけではなくて、林業、森林、それから水産業、漁業、これもすべて一つの政策評価体系の中に入れているのはそういう意識があります。そこで、委員の皆様方には、縦割りになっていないか、横でみんな連携しているかというのを、今のようなご意見をいただきながら、我々は進めていきたいということでございますので、これからもよろしくお願ひいたしたいと思います。漁業関係については後ほど水産分野のところもでございますので、またご意見を賜ればと思います。

そこで、2、3の政策分野については、ほかにもございますか。

高崎委員、よろしくお願ひします。

○高崎委員 2の政策分野なんですけれども、地産地消の話が入っているかと思うんですが、新政権の取組で言うとする、緑の分権改革の中でも地産地消の話というのは出てきていると思うんです。おそらく、経済効果ですとか雇用の話、もしくはフードマイレージの話、いろいろ緑の分権改革の中で効果として言われていると思うんですけれども、ここで言っているのは、直売所限定というか、直売所をとりあえず増やすということに焦点を当てているということなんですね。恐らく、効果をどうするというふうに言ったときの視点が、もうちょっと先のほうで、緑の分権改革の話なんかを見ていると、議論されているのかなというふうな気がしますので、今どうこうというわけではないんですけれども、ここから先どうなるのと。経済効果みたいな話から言うとする、地産地消で本当に波及効果が生じるのかどうかみたいないろんな議論もありますので、そこは今後の論点としてあり得るのではないかというふうな気はします。パフォーマンス・メジャーメントで話す議論ではないのかもしれないですけども。

○櫻庭情報評価課長 ありがとうございます。

○春日生産局総務課生産推進室長 参考にさせていただきます。

○櫻庭情報評価課長 堀口委員、よろしくお願いします。

○堀口委員 2点だけ、すごくシンプルな質問で、評価軸の話で、特に、政策分野2のところを合計すると、自給率というのは大体何%上がるような、合計で上がるような試算になっているのか。それではなくて、それぞれが上げて、最終的には自給率が上がっていくのか。食料自給率を何%上げるからこうなったのかというのを1つ教えていただきたい。

あと、朝ごはんとかお米の消費のことがあるんですが、これはごはん粒そのものなのか、さっきおっしゃった、例えば米粉のパンみたいなものも含んでいるのか。

その2点だけ簡単に教えていただきたい。私の意見としては、朝ごはんじゃなくて、米粉のパンも含めて朝ごはんを促進して、数値を上げたほうが、今の実体験にすごい近いんじゃないかなというふうに感じました。

○櫻庭情報評価課長 1番目の食料自給率でございますけれども、この3月にまとめました食料・農業・農村基本計画、10年先の平成32年度、50%目標、それを消費の部分、それから供給の部分と、それを全部意識してこの中にすべて入っていると考えていただいてよろしいかと思えます。

今の朝ごはんの件につきましては、総合食料局からお願いします。

○梶島総合食料局総務課長 現在想定しています朝ごはんの米消費拡大は、まさに米粒でございます。米粉のほうは、どちらかという輸入小麦に打ち勝っていくという形での自給率向上に貢献していくと、そういう頭の整理をしておりますが、トータルとしての米の消費という意味においては、同じ効果を持つのかなと思えますが、とりあえず目標の置き方としては、事実としては米粒と米粉は分けて考えております。

○櫻庭情報評価課長 速水委員、お願いします。

○速水委員 ちょっと違う観点なんですけれども、野菜の市場入荷量の変動の抑制で、これは変動係数で評価しているんですけれども、目標とか評価の部分ではなくて、実質上、今、野菜はテレビで話題になっているように非常に厳しい状態で、暑さで生産が厳しいという話を聞いているんですが、こういうときに、どういう安定策を打たれるわけですか。

○春日生産局総務課生産推進室長 生産局でございますけれども、野菜の価格が、例えば猛暑で値段が高くなるというときにおきましては、通常、市場に出荷をしない規格外の野菜とか、多少早くて小さいような野菜、こういったものを早く出荷してくださいという出荷の促進等をお願いいたします。逆に、価格が下落して農家の生産者の手取りも確保できないような状況になりますと、出荷の抑制とか、最悪は一部産地の廃棄ということを行っ

て、供給の調整を基本的には行うということになります。

○速水委員　ちなみに、そうすると今、規格外でもどんどん出せという指導をされているわけですか。

○春日生産局総務課生産推進室長　一部の野菜については、価格が高くなったときにはそういうお願いをするということでございます。

○速水委員　今は。

○春日生産局総務課生産推進室長　今やっているかどうかというのは、私は把握しておりません。

○速水委員　ここは係数で評価されているんだけど、レスポンスの問題というのは非常にあると思うんですね。国民からすれば、このタイミングで、どういうタイミングで出したのかとか、そういう話というのは、本当は変動係数で見るとは、もっと、そういう数字で見せてほしい。それで今あえて質問して、今は何をやっているんですかと質問したときに、それがぱっと出てきて、こういう対策ができていますという話は、それはレスポンスの問題なんですね。国民にとっては、今、野菜が、いろんなものが育たなくて物すごく高くなっていると。そのときに何を対策を打ったかということがちゃんと評価できる形が本来であるべきなんだろうと。それをこの係数はあらわしているのかどうかというのは、この説明、何回か私は事前に読ませていただいたんだけど、どうもわからないんですね。そういう意味では、ほかは結構わかりやすいんだけど、係数で出してあるようなものというのは、国民目線からするとちょっと理解しにくいところがあって、果たしてそれが行政として説明責任を果たしている形になっているのかというところは、この数字は疑問かなというふうな気がします。

○櫻庭情報評価課長　新福委員、お願いします。

○新福委員　私は、農業者の立場でどうしても、野菜をつくっているものですから、今の生産局の野菜供給安定基金というのが、16年度に単独加入できるという良い制度ができて、加入したんですけれども、実は、今年もキャベツを120トンぐらい産地廃棄したんですけれども、せつかくつくったものは悔しいですね。

ただ、先週も農畜産業振興機構にお伺いしたら、数字で言えば、宮崎県は実は7万2,000戸ぐらい総農家さんがいるんですね。農業産出額は約3,200億円、全国で5位か6位だったと思うんです。しかしながら、私たちみたいな企業農業数が、500社ぐらい宮崎県にはあるんですね、一般農業法人まで含めて。これで1,100億円ぐらい農産物を産出してい

るんです。10年後が約50%を超すだろうと。そうなっていったとき、私が言いたいのは、経営のリスクに野菜供給安定基金というのは良い制度なんだと。ただし、私たち企業農業の目線で合っているかというところと全然合っていない。

そうしていったとき、実は今度の口蹄疫もそうだったんですけれども、どうしても現地、現物、現状、現場に沿った目線が足りないんじゃないか。そうなっていったとき、私は、今年春、120トンぐらいキャベツを耕運しちゃったんですけれども、今、サトイモとかゴボウ、野菜は高いと言われるけれども、何もかも安いんですね、暑いばかりに。しかし、品質もよくできている。こうなっていったとき、宮崎県の場合は口蹄疫で言えば、企業農業で130名ぐらい社員を解雇しているんです。その地域波及まで含めれば500名弱の雇用を喪失している。そうなっていったとき、こういう一つの野菜供給安定価格制度というのは、野菜の農業者がつくった制度ばかりを補完するんじゃなくて、地域というものを考えていかないと、先ほど、10年後に、宮崎県の3,200億円が仮に一定としても、50%を超すような農業産出額の農業法人もしくは大規模農家も実際増えていっているというのは認識していただきたい。これは附録ですけれども、よろしく願いいたします。

○櫻庭情報評価課長 速水委員のご指摘の点につきましては、来年の評価書につきましては、係数だけではなくて、どのタイムでどういうことをやったかというのも評価書のほうにきちっと書き込んで、説明責任を果たしていきたいと思っておりますので、また来年、それを見てご意見なりご指摘をいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

新福委員の関係は。

○春日生産局総務課生産推進室長 ご意見を参考として賜りたいと思っております。

○櫻庭情報評価課長 それでは、2、3の政策分野はよろしいでしょうか。

それでは、続きまして、政策分野5番目の意欲ある多様な農業者による農業経営の推進と、優良農地の確保と有効利用の促進、それから農業生産力強化に向けた農業生産基盤の保全管理・整備、この3つは関連しておりますので、この3つを一緒にご議論していただければと思っております。あと後段部分は、持続可能な農業から集落機能まで、これもまた関連しておりますので一括してご議論いただければと思っておりますので、まず最初に、農業経営の推進から農業生産基盤の保全管理・整備まで、ご意見をいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○山本委員 農業経営の3番の資金調達のところなんですけれども、こちらのほうで、一般の市中金融機関からの資金調達が非常に困難な傾向にあるということで、民間資金の有

効活用を促進する必要性があるということなんですけれども、これに対して指標として出てきているのは、政策金融公庫の資金貸付残高指数、これが指標として出てきていて、これだと、民間資金の有効活用というのがなされたかどうかというのが、後から見てもわからないんじゃないかという印象を覚えました。

この目標値をどうしてこういう形で設定したかということ、政策金融公庫資金の供給が12%で安定しているというのが、資金調達円滑化のための下支え機能を果たしているということなんですけれども、これが12%で一定していたとしても、総額あるいは総需要額というのも変動するわけですから、結局、必要性あるいは有効性で指摘されている民間資金の有効活用等がなされたかどうかという指標に、これではなり得ないんじゃないかと、そういう印象を1つ覚えました。

それからあと、直接この評価に関係ないんですけれども、せっかくこういう機会ですので一言、農業経営のことについてなんですけれども、こういった資金調達の円滑化を図ったり、融資等を行うというのは、もちろん必要だと思われまますけれども、農業生産は自然条件によるリスク要因は大きいわけで、どうしても一時的に資金ショートになる、資金不足になる、あるいは予定どおりの返済ができないということになる。そういったときに、融資だとか補助金という形だけの対応ではなくて、そういった場合に経営を立て直していく何らかの枠組み、システム、法的なスキーム、そういったものをぜひ主管官庁である農林水産省さんのほうでもお考えいただくと、今後よろしいんじゃないかと思いました。

実際、ご承知のところだと思いますけれども、アメリカなどでは、家族規模の農業者のための再建手続というのを特別に破産法の中に設けていますし、あるいは日本でも最近では、特に経済産業省さんなどで、業態に応じた経営の立て直しのためのさまざまな手法というのも用意していますので、特に農業経営というのは非常に特殊な面もありますので、そういった点に配慮した経営再建について、融資だとか補助金というだけではなく、そういった方面についても今後お考えいただくのがよろしいのではないかと。これは直接評価に関係ないところなんですけれども、機会がございましたので一言申し添えさせていただきました。

○櫻庭情報評価課長 ほかに。新福委員、お願いします。

○新福委員 たびたびすみません。2番の人材育成もよかったんですね。

○櫻庭情報評価課長 はい。

○新福委員 実は、この趣旨、目的は、私は相当良いと思います。間違っていないと思います。ただ、運用がどうしてもまずいものがある、私なりに言えば、実需者に、本当に欲しい人に対して、1つ言えば農の雇用事業とかがありますけれども、行き渡っているのかとなると、ちょっと不安だなと。

そういう中で、私どもも今年は6名ほど余計に、口蹄疫の関係で現場雇用ということで受け入れたんですけれども、そういう中で、先ほど言った現場に即していない人材育成、そして農の雇用事業にしろ、どうしても画一的なんですね。それが去年、実は1名、人材育成の農の雇用事業を活用させていただいて、今年は6名申請してゼロなんですね。なぜなんだろうというのは、結果的には今でも報告がないままなんですけれども、そういう中で経営者としては来年は採用はちょっとおぼつかないなど。今ちょっと不安になって、来年は採用を凍結しているんですね。

そうになっていったとき、これからそういう企業対応する人たちが、また新しく農業に魅力を感じて農業を知りたいという人たちがいっぱい出てきております。農業分野も、ほかの業界で言われている企業は人なりだけれども、農業も人なりなんですね。そこに3年、5年、腰を据えた人材育成というのが大切なんですけれども、そういうものが国に対して、北海道は北海道、宮崎は宮崎のスタイルというのがあると思うんですね。そういうものができているのか、もしくはそういう人材の支援に対するものも検証ができているのか、そういうところをお伺いしたいと思います。

○櫻庭情報評価課長 ほかにございますか。大熊委員、お願いします。

○大熊委員 私も、人材の育成と確保等のところで、2と3なんです、女性の農業経営への参画、あるいは農協組織などでの女性の役員を増やしていくというところなんです、農業現場で女性が出てくるという場面に私もなかなかめぐり合わないんですね。かなり前から、地域では女性の力を活かしてということは言われているんですが、そこは本音と建前と申しますか、建前では女性の力、女性の力というのは、前から言われているんですが、本音のところではなかなか、女性がごほんをつくったり子育てをして、さらに会議に出ていってもなとか、女性が意見を言うというのはよろしくないのではとか、そういった古い考え方がまだまだ強くて、女性がなかなか出ていけない現状にあると思います。

それで、女性役員の増加のところで、全く女性役員がないところをゼロにするという数値目標が、出ているかと思うんですが、それはたった一人でも女性の役員が出たら、役員が出たということで目標を達成するというふうになったら、たった一人では多勢に無勢で、

なかなか意見を活かすということにはできないと思います。

なので、地域で女性が元気なところというのは地域自体が元気になっていきますし、女性の柔軟な発想というのは、非常に今の硬直した中で必要になってくると思うので、ぜひここで数値目標をもう少し、将来的に何%女性の役員を入れるとか、そういった数字でやっていかなければ、なかなか実現は難しいかと思います。

○櫻庭情報評価課長 ありがとうございます。

速水委員、お願いします。

○速水委員 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進のところなんですけれども、詳しいほうの資料を見ていると、農地面積のうち販売農家が担う面積の割合という形で出ているんですけれども、販売農家というのは、注で拝見すると、50 アール以上、年間 50 万円以上という数字で書いてある。それが意欲あるというふうな対象としてとらえていいのかというのは、かなり疑問に思うんです。理解の仕方が間違っていたら、間違っていると言っただけならば結構なんですけれども、私はそういうふうに読んでしまったんですけれども、法人経営が担う割合が目標で少しずつ増えていくというのものもあるんですけれども、意欲ある販売農家が担う面積の割合のところがちよっとわからないと思うので、お答えいただければありがたいと思います。

○櫻庭情報評価課長 阿部委員、お願いします。

○阿部委員 ただいまの意見と重複する部分があるんですが、意欲ある農業者、この辺の考え方がどうなっているのかなというふうに私は思っているんです。

といいますのは、先般の農地改革の関係で農地法が変わりましたよね。これにあわせて、農地の集約をするということが1つ目標にあって、たしかその予算化もされたはずなんですけど、政権交代の結果それがなくなってしまったと。その辺で、本当はこれから農地を集約したところで農家をやっていこうという人たちが、本来の意欲ある農業者ではないのかなというふうに私は考えておったわけなんです。ところが、何か知らないけれども、農業をやっている人に戸別補償をやってしまうような施策が果たして良いのかというふうに私自身は考えているところでございます。農地の集約がこれからどういう形でなされていくのか、その辺も伺いたいと思います。

それから、2の人材育成の中の農業委員会ということがうたわれておりますけれども、私が特に常々思っていることは、都市農家の農地をいかにして減らさないでいこうかということが大事になってきているというふうに伺っているんですが、どうも見ますと、都市

農家の方々、全体的に見ますと、農業委員会の委員をなさっている方というのは兼業農家の方が多いんですね。主業農家の方は1割ぐらいしかいなくて兼業農家の方が9割ぐらい。そういう方たちが地域の農業委員をやっていると、自分の農地を残すというよりも、自分の資産価値をどういうふうに高めていくか、土地利用をどういうふうにするかという、そっちのほうに頭がいつている方が多くて、農地の転用をやろうとすると、どうしても兼業農家の方が農業委員として携わっている方が多いので、簡単に農地転用されているというふうには私は見ているんです。

そうすると、農業委員のあり方というものも、もう少し考えていかないと、専業農家の方が1割ぐらいしかいなくて兼業農家の方が9割ということになると、もっと兼業農家の方を減らして、それこそ地域で環境のことも考えながら、この委員のような第三者委員会的な形の農業委員を選別してやられることも一つの方策かなというふうに思っているんですが、いかがでございましょうか。

○櫻庭情報評価課長 かなり意見が出ました。

○速水委員 もう1点、何度もすみません。

耕作放棄地対策の推進のところの評価軸なんですけれども、32年度までに10万ヘクタール、耕作放棄地を耕作地に戻すという目標なんです。これは多分、片方で耕作放棄地が発生し、片方で耕作放棄地を解消しているという、社会的にはマッチポンプみたいな、農林水産省がマッチポンプをやっているとは言わないですよ。社会的にはマッチポンプみたいなことが起きている。そうすると、目標値が絶対値として荒廃農地を10万ヘクタール解消するというよりも、差し引きでどうなんだみたいな、つまり耕作放棄地になった部分がどれだけあって、その累計でどれだけ解消していったかみたいな、累計と言うと表現はおかしいかな。もう少し対象をしっかりとっておかないと、耕作放棄地になった分だけを解消していくというわけではなくて、やっぱり耕作放棄地を減らすことが大目標なんだから、まず耕作放棄地にさせないという施策がどこかには必ず埋め込んであるはずなんです。それとの連携が出てきて初めてこれは評価ができるのであって、これだけの評価だったらまずいと思うんです。何か工夫が要るような気がします。

○櫻庭情報評価課長 では経営局。

○豊田経営局総務課長 経営局でございます。

まず最初に、農業者の資金調達に関しましてご質問をいただきました。ここは、実は私も大変頭を悩ませたところでございますが、まず目標といたしましては、意欲ある多様

な農業者による農業経営の特性に応じた資金調達の円滑化を図っていくというのを目標に置いたわけでございます。その際に、公庫の活動としてどういう目標を置くのがいいのかということ考えたわけでございますが、1つは、公庫があくまでも民業補完であるということがございます。もう一つは、資金需要がないところに無理やり資金を押し込んでいくわけにもいかないということがございます。

そういったことを考えたときに、公庫による資金の供給をどういう指標で見ていくのがいいのかということを考えまして、まず1つは、資金需要の大きさをどうやってはかるかということでございますが、その代理変数といたしまして農業産出額を置いているわけでございます。一定の農業産出額に対して一定の資金需要があるだろうという前提のもとで、急に公庫の資金がぐんと伸びていくようであれば、これは民業を圧迫しているであろうということであり、それが減っていくということであれば、政策資金が必要なところに流れていっていないのではないかというような考え方のもとで、本当に良い指標であるかどうかということは、実は私どもも余り自信がないところはあるのでございますけれども、過去の貸出割合の推移などを見ても12%といった実態があるものでございますから、まずは今年こういった目標を置いてみたというところでございます。

○山本委員 今のご説明自体はわかったんですけども、そうしますと結局、この指標は公庫が有効に活用されているかどうか、機能しているかどうかというのを見る指標としては有効になると思うんですけども、こちらのほうで挙げられている民間資金の有効活用ということには結局は結び付いてこないという印象を持つんですが、いかがでしょうか。

○豊田経営局総務課長 公的資金と民間資金というのは表裏の関係でございますので、あくまでも民業補完ということで公庫が活用できていれば、民間の資金もうまく流れているのではないかという考え方で整理させていただいているわけでございます。

○山本委員 そうしますと、こちらの必要性あるいは効率性の問題提起のあたりで、一般市中金融機関からの資金調達が困難な傾向にあると、現状でなかなかうまくいっていないというのを背景にしながら、現在と同じ12%を維持することをもってよしとするのは、いかがでしょうか。

○豊田経営局総務課長 資金の調達につきましては、一般市中金融機関からの資金調達が困難な理由といたしましては、1つは、担保がないとか保証人が立てられないといったような面もあるわけでございます。そういった面につきましては、無担保・無保証といったようなことにつきまして、信用基金協会を活用するといったような制度などもあわせて講

じておりますので、一般市中金融機関が貸さないから、直ちに公庫がどんどん貸していくということではないのではないかと考えております。

○山本委員 ご説明はわかりました。

○櫻庭情報評価課長 では、引き続きお願いします。

○豊田経営局総務課長 人材育成につきましては、農の雇用事業を平成 20 年度の補正予算から開始をいたしてございまして、22 年度では当初予算から本格化させていただいているところでございます。私ども従来は、最初から自ら自営就農を始めるということを専ら応援してきた感じがあるわけでございますけれども、初めから農業を始めるということになりますと、土地を買う、あるいは機械を手配するというところで、なかなかリスクも多うございます。そういう中で、まず雇用されて農業に触れる、技術も蓄えるという形で新たに農業に入っていくということは、新しい方法として今後進めていくべきではないかと、雇用については全国的に進めていきたいというふうに考えているわけでございます。

それから、女性でございますけれども、まず団体につきましては、現に農業委員会あるいは農協組織で役員が全然いない組織というのもかなりございます。政府全体といたしましては、男女共同参画の目標で、たしか 2020 年までに 3 割という目標があったかと思えますので、その目標に沿った農協あるいは農業委員会といった組織についても、実現を図ってまいりたいと思っておりますが、まずは一人もいない世界におきましては、3 年に 1 回ぐらい役員改選がございまして、その役員改選の機会に、まずは 1 人あるいは 2 人選んでいただきたいということを今回目標にさせていただいているわけでございます。

販売農家が意欲ある農家なのかということでございますが、私ども従来、一部の担い手に集中的な施策をとるということで施策を進めてきたわけでございますけれども、そのような中でもなかなか、農業生産額が落ちていくということであまりいい現状があるわけでございます。より幅の広い意欲のある方々に対して戸別所得補償政策をとることで、今後、農家を育成していきたいという考え方をとっているわけでございます。販売をしていけばいいのかということではございませんが、より幅の広い農家の方々を施策の対象としていくという意味で、販売農家を指標とさせていただいているわけでございます。

主業農家、農地の集約がどのように進んでいくのかということでございますが、基本計画とあわせて策定をいたしました構造展望におきまして、平成 32 年度の展望では、販売農家において 1 戸当たり 2.6 ヘクタール、このうち主業農家におきまして 7.7 ヘクタールという展望を持っているところでございます。

農業委員会のあり方でございますが、農業委員会のあり方につきましては、政府の規制・制度改革に係る対処方針の中で、農業委員会のあり方の見直しということが取り上げられており、この対処方針が6月に閣議決定されているところでございます。農業委員会につきましては、「より一層、農地の保全に資する客観的・中立的で公正な判断を行い、効率的かつ透明な組織となるよう、組織、構成員、担うべき機能の見直しや、それに代わる対応の在り方についての検討に早期に着手し、結論を得る。」ということにされておりました、平成23年度中に検討を開始して、できる限り早期に結論を得ることが既に政府のほうで決定されておりますので、そのように進めていきたいと考えております。

それから、農用地区域内農地面積の目標でございますが、荒廃した耕作放棄地の再生につきまして、10万ヘクタールというのを見込んでいるわけでございます。それとあわせて、その前の目標のところ、趨勢でいけば耕作放棄地の発生が16万ヘクタール程度出るだろうと思っているわけでございますが、計画的な土地利用の推進と転用規制の厳格化により15万ヘクタールの耕作放棄地の発生抑制を見込んでおります。

平成21年度現在では、農用地区域内の農地面積が407万ヘクタールあるわけでございますが、(1)と(2)の政策、両方合わせまして、平成32年度時点では農用地区域内の農地面積を415万ヘクタール確保したいと考えているところでございます。

○坂本農村振興局農村計画課長 農村振興局でございます。

先ほどの農地面積につきましては、本日の資料ベースでいきまして4ページのところ、別途、計画的な土地利用の推進なり、そういったところで農用地面積の部分が出ておりますけれども、私どもといたしましては、特に農業上重要だと言われている農振農用地面積が今407万ヘクタール、これを法改正による効果等を見込みまして32年度には415万ヘクタールにかえて増やしたいと、こういうことで、速水委員ご指摘のように、まず農地の総量の枠で目標を立てております。その中で発生抑制をかけて、かつ、現状確認されている荒廃した農用地面積の、いわゆる耕作放棄地の10万ヘクタールを32年度までに解消していきたいと、これが本日ご議論いただいている目標でございます。

それと、あと1点ございまして、阿部委員からご指摘の農業委員会のあり方そのものにつきましては、経営局のほうから別途お話があると思いますが、ご意見をお伺いしてちょっと気になったんですが、私は転用を担当しているんですが、転用の関係というのは、ご存じのとおり、農地法の農地を農地以外のものに使う際に行政の許可を受けてくださいというので、たががはまっておりまして、この転用許可を、法律上は国または都道府県の知

事ですけれども、出す際に、現場の農業委員会から、この土地を転用していいかどうかについて意見を付してもらって、その意見も参考に中立的な行政が許可を出すというふうになってございまして、私の理解では、農業委員会の委員の方々の構成そのものが農業者だと偏ってしまうとか、そういうことではないだろうと思っております。

法律上は、これ以上第三者制とか、開発サイドにも抑制サイドにも寄らないと思われる知事なり大臣が出すということになっているんですが、ただ、お話の中で都市農家というお話がございました。確かにこれは、現在の都市計画法ができた昭和 43 年からそういう状況になっているんですが、都市、なかんづく都市計画法上の市街化区域と言われる中にある農地につきましては、市街化区域内に農地が取り込まれますと、農地法上の転用許可制が切れまして、届け出で転用できるようになります。したがって、行政庁の許可が不要になります。

おそらく阿部委員のご指摘は、農業委員さんの方々の構成ということもあるかもしれませんが、そうした制度上の許可が外れている市街化区域内の都市の農地については、転用が抑制がきかずにどんどん進んでしまうというご指摘かと思えます。その辺についてはどのような形で農地を守っていくかという、これまで過去は、もっと農地をつぶして都市化すべきだという世論が強かったわけですけれども、昨年法律改正で、農地を守るべきだということで転用の厳格化もしておりますので、そういった中で、引き続き都市の農地の守り方というのについては、私どもとしても検討を続けてまいりたいと考えております。

○櫻庭情報評価課長 それでは、政策分野 7 番の農業生産基盤の保全管理・整備の点については、これまでご意見はなかったんですが、これについてはよろしいでしょうか。

新福委員、お願いします。

○新福委員 7 番とは直接的には関係ないんですけれども、今の農地の問題で実は深刻な問題が出ていまして、私どもは宮崎県都城市という畑作地帯ですから、米をつくるんじゃなくて、米はつくれない。だから野菜をつくるしかないんですね。だから、この戸別所得補償もほとんど関係ない。だから自立で食うしかないわけですね、これは個人の農家さんだろうが企業農業だろうが。

しかしながら、そこに耕作放棄地はほとんどない。それは何かというと、土建業の方とか、その地域には企業がないものですから、ほかの産業が参入してきているんですね。ただ、私は脱サラですけれども、この 33 年間の中で、今、303 筆、年間 120 ヘクタールぐらい耕作させていただいているんですけれども、この 303 筆は、実は私の農場を見れば、日

本のこれから来るであろう、予想する姿をあらわしていると思うんです。

というのは、303筆と言いますけれども、農地の集約化というのは後から出てきますね。耕作放棄地も出てきます。人材育成も出てきていました。資金の量的な計画、投資も出てくる、これは全部関係あるんです。というのは、理想は1カ所でいいんです、本当は経営からいけば。ただ、日本の農地の問題からいけば、やはり先祖代々の土地というのは財産権がありますので、いろいろ分かれていっているんですね。

しかし、この農業委員会の意識というのはレベルが低いですから、各地域の農業委員がおって、極端に言えば、そこの道路を隔てたところまでは私は管轄外なんだと、そうしていけば、その地域の、都城というたった1万ヘクタール前後しかない土地の中で何十人も農業委員がいる。そうしていけば、うちみたいな303筆の農場になってしまうんですね。

これは、会社の去年の統計上303筆で、Aの畑が終わってBの畑に行くとします。そしたら6分か7分、移動ロスという時間のロスがあります。機械を積みかえればまた10分ぐらい。そしたら計16分。この年間移動ロスというのが1,600万円かかっているんですね。また畑を移るということですから、肥料、農薬、燃料、資材、機械、そういう車のことも含め、これが3,500万円です。

そうすると、私どもが2つの会社で14億2,000万円ぐらいの売り上げの中で、約2,000万円から3,000万円純益を上げていますけれども、5,100万円というのは2年分なんです。もうちょっと税金ができるのに、根本的な農業委員会とか農地の利用を考えていかないと、私みたいな者をどんどん育てているようなもので、先ほど言った、海外から99年間、何百ヘクタールもただでいいから貸すよと、そういうところへ行っちゃうと思うんです。

そういう感じで、ここは大切なことですから、今後、私も規模拡大したいです。ただし、農業委員会の意識とか、人材育成まで含めて、どうしても総合的な体系的なシステムをつくらないと、そこに人が介在することですから、その意識を変えないと、国の損失というのは取り返しがつかなくなるんじゃないか、私はそういう危惧を持っています。

○櫻庭情報評価課長 では速水委員、お願いします。

○速水委員 似たような話で、1つ前の農地の集積、今の集積の話なんですけれども、農地利用集積円滑化事業というのは、組織をつくって、そこに1回借りて、そこと交渉して集めていくんですけれども、これは、相対取引が面倒だからなるべくまとめてやっしまえという、団体でやっしまえという考え方だと思うんですけれども、相対取引をやる人

たちとここを利用する人たちとの差別というのは起きないものなんですか。例えば、団体をお願いしていたら、さまざまな、団体の事業費が農林水産省から補助されるとか、集団化した場合にプラスのメリットがあるとかというふうな、ここに対しての誘導措置がある結果、相対取引というのが不利になる条件というのはないのでしょうか。

基本的には私は、相対取引でいくんだったら相対取引でどんどん回していくほうが合理的だろうというふうには思うんですけども、市場経済の中に、あえて補助金を出して、1団体でまとめていくほうがいいという発想というのはどうかなと思うんで、そこに差別があるならば何か対応しなきゃいけないし、差別がないんだったら別に構わない。

○豊田経営局総務課長 今お話の出ました農地利用集積でございますけれども、昨年改正いたしました農地法で新しくつくった制度でございます。各市町村におきまして農地利用集積円滑化団体という、市町村とか市町村の農業公社、農業協同組合などが農地利用集積円滑化団体をつくっていただきまして、ここが農地の集積について調整活動を行うというものでございます。

なぜこのような仕組みをつくったかと申しますと、相対でやっていると、まさに新福委員がおっしゃるように、面積は広がるんだけど、これがばらばらと飛び地で集まってしまうということで、面積は広がったのに合理化に結び付かない。面積を広げるのであれば、でき得れば1枚、広い面積で集めることが重要だろうということでございます。そういったことを進めていく上で、農地利用集積円滑化団体が貸し手の皆さんから委託などを受けて農地をお集めできればということでございます。

差別があるのではないかとということでございますが、農地利用集積事業というのを用意いたしております。利用権が設定された場合には、農地の面積に応じて10アール当たり2万円を農地利用集積団体に対して補助するということになっておりますが、この費用につきましては、どのように使うかは団体にお任せをしております、貸し手の方に出していただいても結構ですし、借り手の方に補助していただいても結構、あるいはこの団体の活動経費に充てていただいても結構という仕組みにしているところでございます。

○櫻庭情報評価課長 それでは、政策分野8番の持続可能な農業生産を支える取組の推進から、9番の6次産業化、10番の都市と農村の交流、11番の農村集落の維持と地域資源・環境の保全、これも一括して、どこの政策分野からでも構いませんので、ご意見をいただければと思います。よろしく願いいたします。

では堀口委員、お願いします。

○堀口委員 ちょっと戻って、簡単なことなので伺います。

企業ですと、新規の就農のところなんですけれども、新規就農される方を年間で 1,000 人増加していこうという話なんですけど、ちょっとわからないんですが、数値的に言うと、これからリタイアされる方が非常に多い中で、1,000 人というのが妥当な数字なのかということが私どもではわからなかったことと、あと、就農後の離脱というのが一番ポイントになるのではないかと思います。集めるだけは、もしかしたらいろんな形の施策ができるんですが、普通、3年以内に離脱もしくは離職という形であるんですけれども、そのほうの目標を本当は置いたほうが、本来の人材の確保ということになるんじゃないかということで、その点だけお願いします。

○豊田経営局総務課長 農業構造の展望におきまして、展望しております販売農家の数の見通し、あるいはそこで雇われている方々の見通しが実現した場合には、新規就農の青年、39 歳以下では、平成 27 年度では年間 1 万 5,000 人程度が必要になるということでございます。1 万 5,000 人のうち 7,000 人程度が雇用の就農者ということでございます。

この目標を達成するために、今後、毎年一定割合で新規就農の青年を増加させるということで、平成 22 年度の目標についてはつくっているということでございます。

○堀口委員 そうすると、数字がわからなかったのですが、新規を 1,000 人、新しい方が 1,000 人いらっしゃればそのまま 1,000 人定着する、だから増えるということに該当しているのか。私は、おやめになる方のほうも多くて、もともとリタイアされる方以外に、入った方が途中でリタイアされるというのも多いので、本来は、この年度で何人ぐらい全体いて、そのうち離脱して最終的に 1 年後にこれぐらい残すとか、そういうのがあったほうが本当はいいんじゃないかとちょっと思っただけなので、絶対というわけではないですが、意見として聞いていただければと思います。

○豊田経営局総務課長 やめる人間の数も見ていくべきではないかということでございますが、私ども、入ってきた方々については、できるだけそのまま残っていただくようにしていただきたいということでございまして、例えば農の雇用事業といった、先ほども出ておりましたが、研修生を雇っていただいて、雇っていただいた方には研修費を助成するという制度も持っているわけでございますけれども、この運用も、始めたときは、とにかく雇っていただければということで始めたわけでございますが、運用の改善の中で、雇っていただいた方がその後どれくらい定着しているかといったようなことも採択の基準にして、今、制度を進めているわけでございます。

○櫻庭情報評価課長 それでは、8番から11番の政策分野についてよろしくお願ひします。

山本委員、お願ひします。

○山本委員 まず、政策分野9番の6次産業化の推進の部分ですけれども、こちらのほうでは、農業者自らが加工販売等に進出する、6次産業化を促進することによって雇用の確保と所得の確保を図っていくということで、具体的な施策あるいは指標として幾つか挙げられておりますけれども、一番最初の農業者の経営の多角化による雇用数、これが増加していくということで、これで目標としている雇用の増加が見られるかというのは読めると思うんですけれども、所得の確保については、所得が増加したのかどうかという指標については、一番上の販売額だとか、製品出荷額なんかで多少間接的には見えてくるとは思うんですけれども、そうすると、政策分野17の水産のほうだと、同じようなものについて、まさに個人経営体の漁労外事業収入という、加工、直販でダイレクトにどれだけ得られたかという、そういう指標を使われているんですけれども、こちらのほうがわかりやすいという、素人目に見るとわかりやすい印象を受けたんですけれども、ここの部分についてお伺いしたかったのは、所得の確保についての指標として、水産のところでは使っているようなダイレクトな指標というのはなぜ使われないんですかということ。

それから、同様の問題が、例えば政策分野11の施策4の快適で安全・安心な農村の暮らしの実現の①、農業集落排水事業による生活排水処理人口の増加のところでは、生活排水処理人口を指標として用いられているわけですが、農村の人口も変わるわけですから、むしろ率で見たほうがいいんじゃないかと思っていたら、政策分野17の水産のところではやっぱり同様のものについて、これは利用率という指標を使われているんですけれども、同様の項目について、水産部分、それから農業部分で使われる指標が異なっているというところに若干違和感を覚えましたので、この点についてお教えいただければと思います。

○櫻庭情報評価課長 他にございますか。田中委員、お願ひします。

○田中委員 6次産業化のところは、広がりとか深さとか、そういうものが重視されるというか、注目されるころだと思うので、フラットな形だけではない評価ができるというなど思っていたのと、あと、具体的に地域ブランド等も、ブランドというのは出した人が認定するんじゃなくて、消費者がブランドだと認めるものなので、どんどん増えているかというよりは、継続しているかみたいな視点も重要なかなと思いますので、きちんと育てて

いるとか、そういうふうなことも指標の中に入るといいと思っています。

○櫻庭情報評価課長 ほかにございませんか。高崎委員、お願いします。

○高崎委員 細かいんですけども、政策分野 10 と 11 の効率性のところで書いてある表現なんですけど、何回か出てくるんですけども、「現場のニーズに対応した取組メニューを自由に組み合わせる仕組みに変更すること」が、どう効率化につながるのかというのがよくわからないんですね。それは政策分野 11 の（1）にもありますし、何回か出てくるんですけども、ユーザーのほうの利便性が高まるとかという意味合いであれば意味はわかるんですけど、効率性ということの趣旨がわからないです。

あと、先ほど政策分野 7 の話で言いたかったんですけども、「費用対効果の厳格化」という表現も何回か出てくるんですね。今後、林業とか水産のほうでも出てくると思うんですけども、これはまさに効率性のところの議論で必ず出てくる議論だとは思いますが、定性的にそれを書いただけでは余り意味がなくて、どういうふうに最終的に刈り取るのか。多分、行政事業レビューか何かで指摘されているんだと思うんですけども、これまでコストベネフィットをやっていたものをさらに厳格化して、かつ集約化をして、今までの補助事業とかよりも規模が小さくなったとか、効率性という言葉で言う説明のところをどういうふうに説明するのか。まずは政策分野 10、11 の話ですし、あとは費用便益の話については後ほども出てきますので、そこでも別に構いません。

○櫻庭情報評価課長 大熊委員、お願いします。

○大熊委員 政策分野 8 の持続可能な農業生産を支える取組の推進の（1）なんですけど、環境保全効果の高い営農活動の促進というところで、環境保全型農業を推進し、環境に対する農業の果たす役割は非常に大きいということで、地球温暖化の防止とか生物多様性の保全等を求められている。求められるものは非常に大きいと思うんですけども、それに対する施策が、エコファーマーの人数を増やすとか、家畜の排せつ物の飼料作付地への適正な還元、あるいは化学肥料を 5 年間で 1 万 4,000 トン程度少なくするといった取組だけで、求められるものは非常に大きい、担う役割は大きいんですけども、施策がその割には、これで求められるものが足りるんだろうかというような内容に感じるんですけど、お答えいただければと思います。

○櫻庭情報評価課長 ここで一たん区切りまして、まず、政策分野 9 の 6 次産業化からお願いします。

○梶島総合食料局総務課長 それでは、政策分野 9 につきましては 2 点ほどご質問、ご指

摘をいただいております。

まず山本委員のほうから、販売あるいは所得について、政策分野 17 の一番下ですか、直販とか水産加工等の漁労外事業収入、こうした意味合いのほうの方がわかりやすいんじゃないかというご指摘と理解いたしました。

農業者の経営の多角化による雇用数、販売額というのは、まさにこのイメージでございまして、農家が、例えば道の駅で直売所をやりますとか、ジャムをつくりますとか、ジュースをつくりますとか、そういったものが一番わかりやすい、シンプルなのはそういうイメージでございます。ですからその販売額という意味でございまして、まさにイコールというふうに、少なくとも事務方のほうでは考えているので、これではわからないというのであれば、表現ぶりは工夫させていただきましても、趣旨は同じであることをご理解いただけますでしょうか。

○山本委員 趣旨は同じだというのはご説明でわかりましたけれども、まさに一般国民に対する説明責任を果たされるというときに、同じ一つの評価書の中で同様のことについて違う指標を用いられるというのは、これは適切ではないような印象を受けますので、その点をご留意いただいたほうがよろしいかと思えます。

○梶島総合食料局総務課長 承知いたしました。では、官房の方と調整して、その辺の表現ぶりは調整させていただくことにいたしたいと思えます。ありがとうございます。

次に、田中委員のほうから地域ブランドについてご指摘いただきました。これにつきましては、消費者のブランドイメージというよりは、むしろ、商標法の中で権利保護されている地域団体商標と、そうしたものを強く意識しているものでございます。詳細は、後ほど担当の生産局の知的財産課というところから説明しますが、地域ブランドというのは、そういうものを意識しながら、実際そういう権利を獲得している地域がいらっしゃるということで、そこに入っている、そういう方の取組の主体数を上げていこうという目標値になっております。

では、詳細については、生産局から説明をお願いします。

○綱澤生産局知的財産課総括補佐 生産局でございます。

今、先生からご質問のありました地域ブランドでございましてけれども、地域ブランドの取組は、商品を開発するだけではなくて、それをどのように売っていくか販売戦略、またその品質をどのように管理していくかという品質管理、この取組が重要だというふうに考えております。また、先ほど説明させていただきましたけれども、消費者に認知していた

だくためには、地域団体商標に代表されますような識別力をつけるような、そういった知的財産の管理といたしますか、そういった取組も重要だというふうに考えております。

この地域ブランド協議会というのは、こういった地域ブランド化に取り組みたいと考えている方々とそれを応援したいと考えている方、両方入っている協議会でございまして、私どもは、このうちの取り組みたいと考えている方を協議会の中から抽出いたしまして、その取組主体数という形で評価をさせていただきたいと、このように考えているということでございます。

○櫻庭情報評価課長 次に、農村振興局お願いします。

○坂本農村振興局農村計画課長 農村振興局でございます。私どものほうには、主に3点ご質問があると理解してございます。

まず山本委員から、特に安全な快適な生活空間ということで、集落排水の整備の目標が率ではなくて実数になっていて、水産庁のほうでは率になっていると、この点がどうして違ってしまったのかというのは、私のほうではちょっとわからないんですが、実は私どものほうでも、率で示す案もお示ししながら省内で議論した経緯がございます。

結果として、私どものほうで400万人という実数にいたしましたのは、当初、私どもでも官房と議論する際に、大まかでざくっと申し上げますと、現在の集落排水が必要とするような農村での普及率というのはまだ必要の6割程度ですと。中小都市ではこれが8割普及している。一気に中小都市まではいかないにしても、小都市の普及率というのが平成19年度時点で7割ということなので、農村でもこの水準、7割程度を満たすということで目標としていかがでしょうかという議論をしたんですが、委員ご指摘のとおり、率で表していきますと、実数でやってもそうなんですけれども、人口が減っていくと、率は何もしなくても勝手に上がってしまうという問題点が指摘され、であれば、きちんと実数値でもって目標を立てて、事業を推進している実数値のほうを目標としたらどうだろうか、こういう経緯がございまして、私どものほうでは、400万人という計画上の実数値を示させていただいた次第でございます。

それから、高崎委員からのご指摘は2点あると思います。まず、これはおそらく、農業基盤整備に係る部分で、本日ご議論いただいている直接的な基準なり目標とは関係しないというか、それはそれで、4ページの7番の部分はいいんですけども、資料4の取りまとめのところの効率性というところで、ちょっと意見があるという理解でよろしゅうございますでしょうか。

○高崎委員 はい。

○坂本農村振興局農村計画課長 その部分で2点ございまして、まず1点、コミュニティ関係の部分で、効率性のところに、現場のニーズで取り組みやすいようにという記述を用いていると、これは現場サイドで使い勝手がいいという意味であっても、効率的ではないのではないかと、効率性というのとは直接関係しないのではないかとというご指摘かと思いますが、効率性のところの下の括弧書きをごらんいただきますと、ここでは「行政事業レビュー等の指摘を踏まえ対応」あるいは「コストと効果の比較」、こういったことに意を用いて効率性を考えてくださいということがございまして、昨年10月、当局関係の特に農村集落対策、あるいは子ども交流プロジェクトと言っていますが、都市・農村交流みたいな、そういった事業が一つ一つが2億円とか何千万円という事業で、一個一個が単独でございまして、こういった単独での乱立した事業体系というのは見直すべきだというご指摘を受けてございまして、それを受けまして、本日説明させていただいたのは、この月末に向けまして当初の予算要求をまとめている過程で、まだ成案が得られておりませんので、ちょっと奥歯に物の挟まった言い方になっておりますが、私どもとすれば、これを極力取りまとめて一本化していくと、そういう乱立した事業ではなくてと、こういう意味を込めましてこういう表現をさせていただいてございます。

なお、公共のほうにおきます費用対効果の基準でございましてけれども、これも行政事業レビュー等で、事業は必要ですと、こういう公共事業に投資してもいいんですと、ただし厳格に、かける費用に対して得られる効果というのをよく見てくださいというふうに言われています。私どもとしても、農業・農村整備の予算は昨年大幅に減っている、あるいは今日も出ていましたけれども、地方整備交付金という形で、地方の裁量の幅で採択なり事業進度が決められるということになっていきますので、今までもそうでしたけれども、今後ますます厳格にこの点を見ていかないといけないかなということ、記述させていただいている次第でございまして。

○高崎委員 逆に、毎年実績評価というのをやっていくと、今、効率性のところで言っている話というのを事後の段階で評価しなければならないわけですね。厳格な費用対効果分析をしました、メニューを統合化しましたというふうに言ったときの効率性の効果というんですか、こんな感じで仕上がりましたという説明を多分しなければならないと思うんですね。そこは結構しんどい。メニューを束ねるという話だけだと、極めて説明はしんどいと思うんです。

○坂本農村振興局農村計画課長 大変恐縮でございます。したがって、目標設定のほうにはそういったもので評価するような数値は置いてございませんで、行政事業レビューなり、外部の方からのご指摘にこたえて、どういう見直しをしたかというのを効率性の欄に、取りまとめ一覧では書かせていただいている次第でございます。

○櫻庭情報評価課長 生産局から環境保全についてお願いします。

○春日生産局総務課生産推進室長 大熊委員のほうから、持続可能な農業生産を支える取組の推進のところで、具体的な指標がちょっと小さいんじゃないかというようなご指摘。

○櫻庭情報評価課長 施策が足りないんじゃないかと。

○春日生産局総務課推進室長 施策が足りないんじゃないかと、地球温暖化防止の観点あるいは生物多様性の観点というご指摘だったかと思います。

この点につきましては、地球温暖化に関しましても生物多様性に関しましても、かなり幅の広い取組というか、こういったものがないとなかなか達成が難しいものでございませんで、一方で、具体的な数値目標、数値があった目標として掲げられるかどうかということを検討はしたんですけれども、把握できる具体的な数値目標がないということで、今回は断念をさせていただいております。

総合評価のところで、地球環境対策という横断的に関係する施策という総合評価をする場所もございませんで、そういったところで評価をするのも一つの方法としてあるのではないかと考えております。

○櫻庭情報評価課長 先ほどの費用対効果の高崎委員の件でございませんで、ご案内のとおり、公共事業に関しては、期中評価と完了後の評価のにおいては、今まで費用対効果分析は義務づけられていませんでしたが、今後は、公共事業・研究開発の評価の厳格化として、これまでの事前評価に加え、期中、完了後のすべてにおいて費用対効果分析を実施していくことにいたしました。またその時期が来れば、それを提示しながら進めさせていただきたいと思っております。

○高崎委員 事前評価の箇所づけを厳密化するという話ではないんですね。

○櫻庭情報評価課長 それは当然、限られた予算の中で、費用対効果を見ながら優先順位を考えていくと。それはやっていく予定です。

ほかに、ここではございませんでしょうか。山本委員、お願いします。

○山本委員 農村振興局の方からのご説明でよくわかりました。ただ、説明されているときも、最初は割合でお話しされていて、そのほうが聞いていて非常にわかりやすかったん

ですけれども、人口が減ったら、それだけで比が上がってしまうというご説明はわかりました。

ただ、そうすると逆に、比率を使っている水産のほうの指標は一体どうなるんだろうかというところは、ちょっと疑問には思いました。

○櫻庭情報評価課長 少し時間をいただいて、省内で調整させていただき、またご相談させていただきます。

○山本委員 それで、政策分野 11 について農村振興局の方にお伺いしたいんですけれども、中山間地域の直接支払制度ですか、こちらのほう、この制度の取組面積は、今、66.4 万ヘクタールで、22 年度、23 年度に取組面積を増やして、トータル 67.5 万ヘクタール、これを維持していくということで、目標を出すに当たっては、類似の条件不利地での経営耕地の面積減少率 11.4 %を掛けて、その分、保全ができたというんですか、減少を防止したという指標をつくられているわけですが、そうすると、予定されているとおり、67.5 万ヘクタールの取組面積を維持して取組を行ったとしても、類似の条件不利性を有する地域の耕地面積の減少率が上下することによって、結局目標が達成できたのかできなかったのか、これが変動が出てきてしまって、やるべきことをやったのに、全く違う数字のパーセンテージが動くことによって、達成できなかった、あるいは達成できたという形になってしまう、こういう目標の設定の仕方についてはいかがなんでしょうか。

○坂本農村振興局農村計画課長 目標の設定の仕方という、今、5 ページのところでごらんいただきましたように、中山間地域の直接支払いにつきましては、推定される減少を、約 7 万 7,000 ヘクタール程度減少を食いとめるということでございまして、これは委員ご指摘のとおり推計でございまして、実は私、直前のポストはこの担当をしておりましたが、なかなか難しゅうございまして、議論をいただければ幾らでも、変動要因、この 7 万 7,000 なり 7 万 6,000 を防止したという見込みは、対策を講じられて支給を受けていたところと、受けていなかった傾斜を持った不利なところとの差、そういうものを用いまして一定の仮定を置いた上での数字でございまして。

したがって、本当に実際には発生していないものでございまして、そちらの受給していないところの発生率がより高くなったら、もっと数字は大きくなるか、そういうことはございまして。ただ、この数字を出すに当たりまして、別途、昨年、この対策のためだけの第三者委員会で、大学の先生方にもお集まりいただいて、私どもの推計の方法を説明し、その上でご議論いただいて、おおむね統計的に言っても 90 %の範囲でこの数値は

正しいんだというご意見もいただきながら、おおよそ2期対策、これは1期が5年の対策で、これまで過去、2期ですから10年間やってきて、本年度から3期目になっているんですが、この3期目も、この5年間の間でこの対策を講ずることによって、7万7,000程度、耕作放棄地化するのを防いでいこうと、こういう目標にしているところでございます。

○山本委員 この11.4%という数字は固定値で使われるんですか、それともその評価の時点での数値を用いるんですか。

○坂本農村振興局農村計画課長 今、得られる時点、我々が得られている時点での数値を用いております。

○櫻庭情報評価課長 よろしいでしょうか。それでは、もしあれでしたら、今年の第三者委員会の資料を別途、山本委員のところにお送りさせていただきますので。

○山本委員 いえ大丈夫です。ありがとうございました。

○櫻庭情報評価課長 よろしいでしょうか。

ほかにございませんでしょうか。大熊委員、お願いします。

○大熊委員 政策分野10なんですけれども、都市と農村の交流及び都市とその周辺の地域における農業の振興というところで、大目標である食料自給率を上げていくためには、いろんな方法で私たち国民が、国内で生産される農産物を食べるということを具体的に行うべきでしていかねばいけません。その大前提にあるところに、まず意識を、農業現場に意識を振り向ける、理解を深めるということが非常に大事だと思うんです。意識がいかないと行為には結びついてきませんので。

その中では、例えば政策分野10の施策②のところ、都市住民に対する都市農業の理解の促進というところで、要するに市民農園の区画数を増やしていくということが書いてあるんですけれども、これは確かに区画数を増やしていてもいいんです。体験する人が増えていくということは大事なことだと思うんですが、ただ、そこを入り口にしてもう一つ、あわせて何か施策を行っていかねば、例えば、平成20年度から32年度にかけて、区画数だけを増やしていても、それが都市農業の理解の促進につながっていくのか、やっぱりちょっと施策が足りないんじゃないか。効果的に理解を深めさせるためには、あわせて幾つかの施策を行うということが必要ではないかと思います。理解を深める意味では、実際に体験するということが非常に大きな意味を持ちますので、せっかくの機会なので、もうちょっと施策の幅を広げていただきたいと思うんです。

○阿部委員 市民農園の話が出てきていると思うんですが、ここでうたわれている市民農

園が、それこそ市民が体験して野菜づくりをして、それで農地を持っている方から買い取る農園なのか、丸っきり農地を区画して農家が貸した農園なのか、それによって農家の方の納税猶予とかなんかに絡んでくる話なんですね。もしそれが納税猶予に適用されている農地であれば、貸し付けることはできませんし、市民農園、どういうところをそういうふうに言っているのか。それから、今、農園を区画したものを増やすと言っているが、増やすのがどっちなのか、それも含めて教えていただければと思います。

○坂本農村振興局農村計画課長 大変申しわけございません。納税猶予と絡んだ形での農地の貸借なのかという点については、後ほど担当の者に確認させていただきたいと思いません。ただ、この場で言うております、この目標で書いてあります市民農園数の区画数というのは、一般的に皆様方が町の中で見えるように、一定の小さな区画に区切って、多くの方々が自分の野菜園だということで銘々育てられている、ああいった農園の区画数を増やしてまいりたい、その区画数の数量目標でございます。

なお、大熊委員ご指摘のように、都市、特に大都市の農業を振興していくということであれば、農園の区画数だけでは不足ではないか、施策が不足しているのではないかというご指摘でございますけれども、それはそのとおりでございます。

ただ、目標値あるいは検証可能な指標値としては出してございませんが、私どものほうでも、今でも農産物の直売所の設置ですとか、防災の協力をしていただくための農地、あるいは制度としても生産緑地制度といったようなもので、都市の農地の保全なり、近隣の方々が農業に接する機会というのがあるようにというのは、やっているところでございます。そうした中で、特に農業と都市の方々が触れ合う直接的な機会として、指標化できるもので最も望ましいと思ったのが区画数ということでございます。

さらには、今申し上げましたような施策のほかにも、どのようなことをしたら、都市の方々に農業に対する理解をしていただけるのかというのを把握するために、省内での調整でも意見が出たんですけれども、私どものほうでも、消費者の方々にアンケートなりモニター調査、こういうものを実施していきたいと思っております。そういった結果が出ましたら、櫻庭課長が冒頭説明しておりましたように、今年はこの目標ですけれども、来年以降はまた新しいものを盛り込んでというふうに考えてございます。

○櫻庭情報評価課長 それでは、いろいろご意見もあるかと思えますけれども、森林・林業、水産業が残っておりますので、そちらのほうに移りたいと思えます。

森林・林業につきましては、政策分野が3つございます。政策分野 12 として森林の有

する多面的機能の発揮ということで、施策は、多面的機能に応じた森林整備の計画的な推進から、6番目の山村地域の活性化まで、6つの施策が12の政策分野でございます。13番目の政策分野、林業の持続的かつ健全な発展ということで、望ましい林業構造の確立。14番目の政策分野が林産物の供給及び利用の確保ということで、木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進ということでございます。続きまして、水産物の安定供給と水産業の健全な発展ということで、これは3点でございます。政策分野15としては水産資源の回復、これの施策は、1つ目が低水準にとどまっている水産資源の回復・管理、そして2つ目は外国EEZへの入漁による水産物の安定供給。政策分野16、水産の2つ目ですが、漁業経営の安定、これには、1つ目は国際競争力のある経営体の育成・確保、そして2つ目として漁業協同組合システムの経営基盤の強化。政策分野17としては漁村の健全な発展ということで、これも2つございまして、施策としては、1つ目は漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産業・漁村の多面的機能の発揮、そして2つ目が消費者ニーズに対応した水産物の安定供給を図るための加工・流通・消費施策の展開ということでございます。

時間の関係でかなり省略してご説明したことをお許しいただきたいと思いますが、最初に森林・林業の部分、政策分野12から14につきましてご意見を賜ればと思いますので、よろしく願いいたします。

○堀口委員 私はこの辺の分野は少し詳しくないので、すごく素朴な疑問なんですけれども、2点あります。

大きくは、林業の政策分野13と14に関連しているんですけども、持続的な健全な発展で、事業体数を2,200から2,600に増やしていくという、今、減少している中で今後増やしていくためには、おそらく政策分野14の供給を増やしていくということなんですけど、この供給が公共の建物、実際にはバイオマスは別にして、公共建築物の木造率を7.5%から24%と非常に高い、しかも公共建築物という、民間ではない、そちらに頼っているところが、非常にリスクのあるパーセンテージのヘッジだなと思いましたので、こちらの裏づけみたいなことを教えていただきたい。これだけで2,600に本当に増えるのかなということが非常に気になりましたということが1つ。

あともう一つ、上に戻って政策分野12の施策⑤になるんですけど、後ろにも関連するんですけど、森林づくりの活動支援組織みたいなもので、今、23組織で、今後もアンケートで見ていくということだったんですけど、ここはNPOを中心に組織を数えていらっしゃるんですけど、今、企業のCSRなども非常に取組が多いと思いますので、さっきの農業のフー

ドアクションのような形の取組で、もう少し増やすことをすれば、この辺は、生産という意味ではなくて、森林づくりの活動がもっと広がるのではないかと思いますので、そちらの指標という形でカウントされてはいかがかと思いました。

○櫻庭情報評価課長 他にございませんか。山本委員、お願いします。

○山本委員 単純な質問なんですけれども、政策分野 12 の④森林病虫害等の被害の防止の指標②のところ、こちらの細かい資料5のほうを見ますと、ページ⑫- 15 というところ、一番下の「【目標②】指標」というのがあって、平成 20 年度を見ると、取組をしている先端地域の被害率のほうが全国平均の被害率よりも低いのに、目標達成率は 90 数%になっていて、逆に全国平均と同じくらいになると 100 %になるという、この統計のとり方というのはどういう趣旨なんでしょうか。

○櫻庭情報評価課長 速水委員、お願いします。

○速水委員 国民参加の森づくりのところなんですけど、その指標として、どれだけの人数が参加したかという数字が書いてあるんですけども、国民参加の森づくりというのは、国民が山、森林を訪ねていくということ自体が目的ではないと思うんです。さまざまな形で森づくりにかかわったという評価が本来あるべきだと思いますので、例えば、企業が持っている森林を積極的な経営計画を立てたとか、そういうさまざまな森林へのアプローチというものを評価していかないと、ただただ森に行った人たちが国民参加だというふうにとらえ方だと少しまずいなというふうに思います。

企業による森づくりの実施箇所というの、企業による森づくりをどのようにとらえているのかというのがちょっとわからないので、企業による森づくりというのは、企業というのは日本中に森林をたくさん持っているわけですね。たくさん森林を持っているんだけど、持っている森林をきっちり管理したら、当然、それは企業による森づくりになるのか。逆に、今まで持っていなかった企業が、県とかある団体にお金を寄附して新しく入ってきた部分をカウントしていくのかとか、国有林あるいは県と組んでやったらカウントされるのかとか、この辺がもう少し、さまざまな活動をきっちりにとらえるようにしていかないと、企業のお金が国だとか公的な組織に対して、森づくりにお金がいくだけになって、本来もっと広い、さまざまな活動あるいは民間も含めた森づくりに対して、きっちりとお金が流れる仕組みを評価していくべきところが、公的なところにしかいかない、それしか評価しない、それをここに評価軸として出していくというのは、かなりいびつな話なんだろうと思うんです。その辺が、しっかりとした評価軸をもう一度見直さないと、国と

企業のかかわりだけを評価してしまう、県と国とのかかわりだけを評価してしまう、あるいは森へ行った人たちだけを評価してしまうという形になって、多様という言葉においては余りうまくいっていない、評価としてはちゃんとできていないなという気がいたします。

○櫻庭情報評価課長 他にございませんか。高崎委員、お願いします。

○高崎委員 政策分野 12 なんですけれども、幾つか指標の中で、100 %という目標値と100 %という基準値があるものが見られるんですが、どういう指標なのかなというのがちょっと気になるんですね。100 %というのが定常的なもので、100 %を切ってしまうものというのは異常値だと、完全に異常値だという話を想定されている目標なのであれば、100 %キープできて当たり前みたいな指標になってしまいますよね。そういう目標だという理解でいいんですか。となると、100 %からずれたときの説明って、かなりしんどくなるなという気もしていて、そこは確認です。

あともう一つ、政策分野 12 の施策⑤と政策分野 13 の施策②、農林業センサスとかアンケートでデータがとれないものとは、よく実績評価の場合ありがちだと思うんですけれども、ほかのもので毎年の目標とか実績値とか上げているがゆえに、どうしても気になるというのがあって、農林業センサスって、たしか5年ですよ。5年というスパンは長いなという気もしていて、その間をどう詰めるか具体的なすべが、総合的な判定というのはあるんですが、あるのか伺いたいと思います。

○牧元林野庁企画課長 林野庁でございます。ありがとうございます。

まず、ご指摘いただいた中で、堀口委員からございました公共建築物の関係でございますけれども、これはご理解いただきたいのは、決して公共建築物の木造率を高めるということだけをもって供給量を高めようというわけではなくて、基本的には、住宅において、木造住宅を輸入材から国産材に転換していくとか、バイオマス利用とか、全体を通じて国産材の供給量を高めていこうという発想でございます。

では、なぜ公共建築物だけ特出しで指標値を置いたかといいますと、これはさきの通常国会で公共建築物木材利用促進法という新しい法律が成立いたしまして、この法律の中で、特に低層の公共建築物については、原則としてすべて木造化を図っていくという考え方が示されたという、新しい政策の動きを反映いたしまして、特に特出しで公共建築物については目標を置いたということで、ご理解をいただきたいと思っております。

○堀口委員 24 %という目標値について、そのくらい 27 年度には新しいものが建てられているということですか。

○牧元林野庁企画課長 新しいものが建てられているというか、新築とか改修の公共建築物について、今現在 7.5 %のものを 24 %に高めていこうということでございまして、かなり意欲的な目標のように見られるんですけども、実は、公共建築物の木造化率は物すごく低いんですね。建築物全体の木造化率が3割程度でございますので、少なくともそういうのに近づけていくようなことが求められておりますし、実際、低層の公共建築物などは、木造化できるものを木造化していないという現状がございまして、そこは新しい法律をてこにぜひ進めていきたいと考えているところでございます。

それから、同じく堀口委員と、それから速水委員からも、国民参加の森づくりについてご質問がございました。

これにつきましては、堀口委員からもご指摘ございましたように、NPOだけでなく企業の参加というものも非常に大事だろうというような視点もございまして、そのような観点から、企業による森づくりの実施箇所数、これは毎年計測いたしまして総合評価をしていくという考え方をとっているところでございます。

これにつきましては、速水委員のほうから、単に人が山に行っているだけではなくて、しっかり森づくりをしているのが大事だというお話があったところでございまして、これは全くご指摘のとおりでございます。したがって、この人数のカウントも、単に山に行った人数というのではなくて、実際に、例えば間伐とか下草刈りとか、そういう森づくりの活動に携わった人の人数を基本的に数えていこうという考え方でございます。

企業による森づくりにつきましても、もっと分析をしていくべきだというお話でございまして、これも全くご指摘のとおりでございます。我々もしっかり分析をしていきたいと思いますが、ここにございます指標は、国有林との連携とか県との連携とか、そういうもろもろ含めて企業による森づくり、これも単に持っているというだけではなくて、実際に何らかの活動をしているものをカウントしていこうという発想でございます。

それから、高崎委員のほうからご指摘いただきました 100 %という目標が幾つかございますけれども、100 %と置いておりますのは基本的に病虫害の関係でございまして、これは言ってみれば、病虫害でございまして、それをなくしていくというのが目標なわけでございますので、50 %、半減できればいいかというところも必ずしもそうではないと。若干厳しいようではございますけれども、100 %を目標に掲げて頑張っていかなければならないということでもあります。

ただ、松くい虫などは、現状で見ますと、例えば施策④の①の目標を見ますと、現在、

21 年度見込値で 69 %ということですので、現状としてはかなり厳しいんですけども、相手が病虫害である以上は撲滅を目指して頑張っていくということで、こういう目標設定になっているものでございます。

それから、データがとれないものについての扱いということでございますが、確かに 2カ所ございまして、上のほうの政策分野 12 の施策⑤につきましては 3年に 1回、それから政策分野 13 につきましては 5年に 1回しかデータが出ないということでございます。したがって、間をつなぐための手法といたしまして、12 の⑤で言いますと、企業による森づくりの実施箇所数を初めとする 3つの指標、これの総合評価によってその間はつないでいくという発想でございます。13 のほうも同様でございまして、正式なデータが出る 5年に 1回を除きますと、その間の年はこれらの指標による総合評価で評価をしていこうという基本的な考え方でございます。

それから、山本委員からご指摘があった統計のとり方については、恐縮でございますが、質問のご趣旨をもう一回お願いできませんでしょうか。

○山本委員 こちらにいただいた資料 5 の⑫ー 15 ページがありますね。こちらの下の方の「【目標②】指標」のところ、要するにこれは、「被害先端地域が存する都府県の保全すべき松林の被害率を全国の平均値以下に減少させる」という目標を設定されているわけですね。だとすると、平成 20 年度はまさに全国平均よりも先端地域の被害率のほうが低いわけですね。ですけども、これは達成率が 94 %ということになってしまっていて、逆に 21 年度は全国平均と同じで達成率 100 %となってしまうんですけども、これはこういう統計のとり方でよろしいんでしょうかという点をお伺いしたかったんです。

○牧元林野庁企画課長 これにつきましては、松くい虫につきましては、残念ながらまだ被害が少しずつ広がってきておりまして、地域的に見ますと、どんどん北のほう、それから緯度の高いほうに進んできていると。具体的に言いますと、例えば地域的に見ますと、日本海側だと、今、青森と秋田の県境ぐらまで被害が進んできておりますし、標高の高さということで言いますと、山梨県で言いますと標高 1,100 メートルから 1,200 メートルぐらまでのところまで被害が進んできていると。言ってみれば被害が進んできている、今まで被害がなかったにもかかわらず被害が出てきているところを抑えるというのが一番重要ではないかという考え方に立っているわけでございます。

したがって、被害の最先端地といいたいまいしょうか、最前線の被害率を極力落としていこうという発想でございます。ただ、全国の被害率が下がっているにもかかわらず先端の

ところが、

○山本委員 違います。そういう趣旨の質問ではなくて、全国平均と比べたとき、先端地域の被害率のほうが低いほうがいいわけですよ。

○牧元林野庁企画課長 そうです。

○山本委員 そうすると、平成 20 年度は低くなっているんですね。ですけれども、達成率自体は 94 %になっているんですね。全国平均が 64 %で取組をした地域の被害率が 32 %だったら、達成率 50 %になっちゃうんですねですけれども。

○牧元林野庁企画課長 これはデータのほうを確認させていただきたいと思います。ありがとうございました。

○櫻庭情報評価課長 では、速水委員、お願いします。

○速水委員 1点だけ、国内で合法性証明に取り組む林業・木材事業体数で評価しているんですねですけれども、例えば、国産材の中で割合で出すとか、材積で出すとか、そうしていかないと、事業体数で表に出されても一般の方がなかなか理解しにくいのではないかと。つまり、事業体数だと、全体の事業体数がどれだけあって、分母と分子があって事業体数の割合が出てくるとかというといいんですねですけれども、であるならば、国産材の供給量というのは数字としてぽんと出ているので、その中で何割が合法性証明されているかというほうが、非常にシンプルでわかりやすいんですね。数字が非常にとりにくいのはわかっている話なんですねですけれども。

○櫻庭情報評価課長 畠山委員、お願いします。

○畠山委員 林業のほうでも、森林の持っている公益的機能という行政用語がありますけれども、森林というものを考えるときに、海まで視野に入れて山の施策を考えているかどうかということをお聞きしたいと思います。

○櫻庭情報評価課長 ありがとうございました。

高崎委員、お願いします。

○高崎委員 先ほど質問させていただき回答していただいた 100 %の扱いなんですねですけれども、これは犯罪ですとか災害の政策評価でもよくありがちな話なんですねですけれども、100 %に目標を立てるというのは、確かに意気込みはわかるんですが、1 %高めるために幾らのコストがかかるかみたいな考え方で費用対効果を見ていくと、ラストワンマイルって極めて高いんですね。先ほどの集落排水の普及率でもやっていくと、率を高めていけば高めていくほどコストが高くなる。何%まで高めていくのがフィージブルなのかというふうな

考え方をしていかなないと、この手の対策は、すごい金食い虫になりそうな気がするんですね。特に、パーセンテージを上げていけば上げていくほど。

目標値ですから、いろんな判断もあると思うので、100 %というのはあるのかもしれないんですけども、そういう目標を立ててしまうと、逆に、ここまで幾らかかるんだよと。例えば、交通事故の死者数を 5,000 人以下にするとかという話も目標になっていますけれども、あれはゼロではないわけです、心情的にはゼロなんですけれども。そこら辺の目標値というのが持つ意味と、それに対してかかるコストみたいなところというのは、議論として惹起しかねないのではないかと。そこは評価のときにすごく気になる考え方ではありません。

○牧元林野庁企画課長 ありがとうございます。

速水委員からご指摘ございました合法性証明の点、それから、今、高崎委員からご指摘ございました病虫害絡みの目標値につきましては、今後の見直しの中で検討させていただきたいと思います。

冒頭、篠原副大臣のほうからも、森林・林業再生プランを昨年 12 月につくったというお話があったところでございますけれども、あれは非常に大枠だけ、林業の生産性を高めて木材自給率 50 %を目指すという大枠が示されただけでございます、今、実はその具体化に向けていろいろな作業をやらせていただいております、来年、森林・林業基本計画の見直しを予定しているところでございます。そうなりますと、当然、ここにございます目標・指標のたぐいは、全面的に見直しをする必要があるかと思っておりますので、そういう大きな見直しの中で検討していきたいと思っております。

ただ、速水委員からございました点については、どの程度データとして把握できるのかというところとの兼ね合いかというふうに思っておりますので、その点も含めて検討させていただきたいと思っております。

それから、畠山委員からご指摘ございました海まで見て施策を考えているのかということでございますが、これはまさに、森林、農地、それから漁業の面ということで一連の流れでございますので、当然、私ども施策を考える上でも、一体的に考えていくべきだというふうに考えておりますし、施策的にも、魚つき保安林とか、そういう漁業にも配慮した制度も実態としてございますので、そこは引き続きそういう姿勢で取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○櫻庭情報評価課長 それでは、漁業のほうにも入ってきましたけれども、水産業のほう

のご意見を賜りたいと思います。

畠山委員、お願いします。

○畠山委員 漁業は本当に、今のままで行きますと漁師はいなくなって、冒頭に言いましたけれども、いくら米の消費を増やせ、増やせと言っても、寿司は全然安くならないということでは米の消費も増えないし、日本酒の消費も増えないということになりますからね。ですから、たったの 1,500 人ぐらいの目標しか出せないような漁業の将来ということでは、非常に心配この上ないわけです。

私は、養殖業を 50 年近くやってきているわけですがけれども、その中で感じてきておりますことは、戦後、海が疲弊してきていろんなものがとれなくなってきた。それで、全国の水産の一つのやり方として、魚や貝がとれなくなってきたから、人工的に魚や貝の赤ちゃんをつかって海に放流して海が豊かになるようにということをして、この何十年やってきたわけです。私たちも、それしかないんだろうと思うことでそのことの勉強をしてきて、実際やってきました。

しかし、今、現状はこうですよ。その象徴的な国家イベントは豊かな海づくり大会ですよ。ところが、誰が考えたって本当にわかりそうなものなんですけれども、魚や貝の育つ下地をつくらなくて、魚の赤ちゃんだけ海に放流して海が豊かになるというのは、どう考えたっておかしいじゃないですかということです。つまり、それは縦割りの典型だということですよ。

だから、水産の研究者は、1 級河川のようなダムをつくるとか、河口堰のようなことにも余り口は出せないと。それから、農薬のことなんかにも水産の研究者は余り口は出せない。まして山まで口を出すなんてことは大変なハードルがあると。私は今、京都大学にかかわっているんですけれども、水産の研究者は恵みを受けますから、比較的山に上がっていつておりますけれども、林学の先生方は海までおりてくるということは非常に難しいということですね。ですから学問の世界も縦割りになっておりますし、行政もそのとおりであるということですね。

だからここで、全国植樹祭がございませぬ。全国植樹祭は、速水委員のような立場からいけば、山のお祭りでもめでたしめでたしですし、海のお祭りは豊かな海づくり大会がありますね。これをばらばらにやっているということが私は非常におかしいと思うので、どうでしょうか、例えば国家イベントとして、全国豊かな海づくり大会と植樹祭を一つにした国家イベントをこれからするという物の思考ですね。そうすると、この国の形をどうした

らいいか、川の流域の人たちの意識もどうしたらいいかということで、全部これがつながるような気がするわけです。

それから、植樹祭で山に木を植えているときは、山に木だけ植えてそこだけの問題かと。これが海まで影響があるというお考えで植樹祭に参加できれば、本当に思えば、国全体ということを考えると、この国のデザインをどうするということを思えば、全く違ったものになるような気がするのを感じることができました。

ですから、もちろん、縦割りの中でいろいろ考えていかなきゃいけないんですけども、こういう機会にぜひこの国を俯瞰してみて、先ほど言いましたように、真ん中に森林があって、2万1,000本の川が流れて、国の周りは汽水域なんです。ここまで視野に入れて陸地のことを考えるということにすれば、この国は蘇るんです。食料問題も大体解決できますし、それからエネルギー問題ですね、海の持っているCO₂の固定化の数字的なこともだんだんわかってまいりました。具体的なこともいろいろわかってまいりましたから、ぜひ、いろんな研究者が今集まってきていますので、そういうことを受けとめていただいて、施策を農林水産省がしていただければ、私は悲観的なことは余りないというふうに、漁業者で長年海辺で牡蠣やホタテをつくっているという経験から、言うことができます。

私たちは、20年前から漁師の立場で山に木を植える運動をずっとやってきておりますけれども、これは少しばかり木を植えたからって自然が変わるわけではないんですけども、その中の大きな役割は、川の流域に住んでいる人々に森と川と海は一つだという意識を植えつけたということだと思っております。私たちの気仙沼はおかげさまで蘇りました。たった25キロの川に鮭が7万尾来ます。北上川は5万尾です、あの巨大な北上川。我々の川はたった25キロです。

だから、個人的なことを申して何ですけども、私は2代目の漁師なんですけれども、今、3代目の息子が跡を継いでおります。4代目の孫は3年生です。私は孫に、おまえはお父さんの跡を継いで大丈夫だからということで、既に艀のこぎ方を教えるような、そういうことを始めておまして、孫が跡を継げば我が家は100年です。ですから、本当に川の流域に住んでいる人の意識、それは国民全体の意識が、森と川と海は一つだという意識を持てば、この国は大丈夫だということを今日は言いたくて、総花的なことを申し上げましたけれども、今日来させていただきましたので、ぜひお願いしたいと思います。

○櫻庭情報評価課長 育樹祭と豊かな海づくりの関係とか、そういったご意見がございました点については、政務三役にしっかりとつないでいきたいと思っております。

ただ、今の中であった 1,500 人の新規漁業就業者数で、これで守れていくのかという話がありました。これについて水産庁のほうからお願いします。

○森水産庁企画課長 水産庁でございます。

1,500 人の新規就業者の確保、目標につきましては、これも平成 19 年 3 月に閣議決定しております水産基本計画の工程表の中でそういった目標を立てているということでございます。實際上、この 1,500 人、現在、漁業経営体が約 11 万 5,000 ということでございます。それに比して十分なのかどうかということはございますが、近年の数字を見てみますと、1,500 人という目標値が実績として達成できたりできなかったり、例えば平成 20 年度につきましては 1,800 人近くということで達成がなったわけですけれども、まずはこの目標値を第一歩として現在取り組んでいるということでございます。

先ほど、森林の関係でも基本計画の改定が今後行われるという話がありました。水産につきましても、平成 19 年 3 月策定の基本計画で、基本的には 5 年の計画ということでございます。次期の見直しにおいては、まさにこういった部分についても総括的な議論を行って、少なくとも水産業、日本の漁業が国民にしっかりと水産物を供給できるような構造をつくっていくということを目指したいと考えているところでございます。

それからもう 1 点、先ほど林野庁のほうからもお答えしましたが、より俯瞰的に、山・海を一体として考えていく必要があるということは、おっしゃるとおりだと思います。

それで、育苗・放流のお話等もございました。日本の周りはさまざまな漁業形態、さまざまな魚種をさまざまなとり方でとり、あるいは育てているわけでございます。地域によっては、育苗なり放流が成果を上げている地域もあります。ただ、海自身の栄養の問題なり、下地づくりというのが大事であるということは、最近、我々としてもますます認識をしているところでございます。

そういった観点で、育苗・放流というだけではなくて、漁場の整備でありますとか、藻場・干潟の再生ですね。それから、まさに畠山委員がご関心を持っておられます環境修復という点で、鉄鋼スラグを使っていくような環境修復などにつきましても、漁場機能をどう増進あるいは再生させていくかという技術の一つとして、今、実証に国としても取り組んでいるという状況でございます。今後ともそういった下地づくりという点で、またいろいろとご指摘、ご助言をいただければということでございます。

○櫻庭情報評価課長 それからあと、縦割りの弊害のお話がありました。まさしくこの政策評価は、今回の新たな政策評価基本計画にも書いてありますけれども、情報公開を徹

底していくと。国民の皆さん誰もが、この評価内容を検証できるようにしていくということで、今あったご指摘とかご意見で、ではどうやれば縦割りをなくして、お互い一つの中目標、それから大きな目標に向かってこれを達成できるかというのを政策評価体系の中で対応していきたいと、そういう思いでこういう体系を組んでおりますので、また1年1年検証しながらそこら辺を進めていきたいと思っております。今回はスタートということでございますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

○畠山委員 画期的なことですね、こういうことが霞が関で行われるということは。そう思います。

○櫻庭情報評価課長 他に水産関係はよろしいでしょうか。

阿部委員、お願いします。

○阿部委員 本当に畠山委員の熱い思いを聞かせていただいたんですが、私も中身的には似通ったことなんですけれども、いずれにしても、林野の部分で山のほうの植林の中で、大雨が降ったり地震があったときに、地すべりで山が壊滅状態になるというような状況をよく見させてもらうわけなんですけれども、その植林が、マスコミはよく書かれているのが、杉とか檜を植えるからそういうふうになるんだというような報道もされているんですが、そういうことを見聞きしている国民からすると、山の災害も含んだところで、どういう木を植えていたらそういうことが防げて、すばらしい山林の恵みが海のほうまで行くというような結果につながっていくんだと思うので、植林の分野も、今後、山の状況に応じて植林の種類を考えていくようなことをうたっていただけると、国民は安心するのではないかという気がするんですけれども、よろしく願いいたします。

○牧元林野庁企画課長 ありがとうございます。

今ご指摘のあった中で、まず、最近、山の災害が非常に多く起きているということで、その原因が、杉や檜を植えているのが原因かということ、これは違うと思っております。原因は、よく指摘されておりますが、間伐の遅れということでございまして、ご案内のように、戦後植林された木が今育っているわけなんですけれども、残念ながら間伐が遅れている森があるわけでございます。間伐が遅れますと、要はひょろひょろとした木が林立していて、真っ暗な森、里山とかにハイキングされても、そういう森に残念ながらお目にかかる機会もあろうかと思うんですけれども、真っ暗な森になってしまうと下草も生えないで根も余り張りませんので、そういう山になってしまうと、大雨とかが降ると崩れてしまうということでございます。したがって、間伐をしっかりとやって、山の手入れをやっていくと

いうことが、国土保全なり災害防止の観点から重要だというふうに考えております。

一方、後段でご指摘がありました、もう少し多様な森づくりをすべきではないかというご指摘は、全くご指摘のとおりでございます。今の平成 18 年につくられました森林・林業基本計画も、まさに多様な森づくりというのをキャッチフレーズにしております。これは、杉・檜の植林は、戦後、特に木造住宅の需要が緊急の課題だったという国民的なニーズにこたえて、一斉に杉・檜の植林が行われたわけでございますけれども、いろいろと時代も変わってきておりますので、もう少しいろいろな森づくりをすべきではないかということで、広葉樹林化をしたりとか、杉・檜の森にしても複層林ということで、一斉に切って一斉に植えるというのではなくて、少しずつ切っていくとか、いろいろ施業方法を変えて、国民の多様なニーズにこたえられる多様な森づくりをしていこうというふうに、今、施策を行っているところでございます。ありがとうございました。

○櫻庭情報評価課長 速水委員、お願いします。

○速水委員 ちょっと杉がかawaiiそうなので、一言だけ。確かに間伐が遅れますと土が流れるんですけども、あくまでも表面の土が流れて、それ自体は、畠山委員の話ではないけれども大変な問題ですから、これは防がなきゃいけないのは事実ですけども、よく言われるように、人災が起こるような大きな、根元深くから崩れてくるようなものというのは、表面の樹木の影響というよりは、地形であったりとか土質であったりとか、あるいはそのときの水の集まり方の影響であったりということで、あまり上の木の状況とは関係ないというのは一般的な学説です。

ところが、杉の山はよく崩れるんですね。杉という字は「木」に「水」と書く、これで「杉」なんですね。「彡」は水なんです。我々は山を、例えば広葉樹から、最近はやらないですが、昔やったとき、間違いなく水気の多いところは杉を植える。つまり土壌の深いところは杉を植え、その次に檜を植え、ほとんど土壌のないようなところには広葉樹は残すというのが常識だった。

そういう意味では、杉の山は、杉のある山が崩れやすいのであって、杉が崩れるんじゃないんです。杉が原因で崩れるんじゃないで、杉のある山が崩れやすい山だということで、そういう点では杉はちょっと、実は私は檜ばかり育てているので、杉が少々悪者になっても私自身は全然関係ないんですけども、ただし余りにも杉が最近かawaiiそうなので。ただし、やはり手入れされていないと、表面流が非常に多くなって土壌が流出するというところで、下流にご迷惑をかけるので、これ自体はしっかり管理しなきゃいけないというふう

なところがございます。

広葉樹は、私自身も広葉樹林を何回か試したんですけれども、ともかく 100 年以上たたないとお金にならないので、手入れが大変なんですね。そんなところもあって、杉・檜の手入れのほうが、ちょっとお金が合わなくなるとたちまち、それでも手入れをされなくなる。そうすると、広葉樹を植えて、100 年もたたない限り一円にもならないんだったら、一体誰が手入れをするのかというふうなことも、実際には今後起きてくるだろうという心配もあるので、何を植えるかというのは、その後の手入れの状況を判断しながら、誰が森林を管理するのかというところから含めて、樹種というものは考えていかないと、何となく広葉樹を植えれば良くなるというだけではないなという気は、日ごろしております。すみません、余談で。

○櫻庭情報評価課長 それでは、山本委員、お願いします。

○山本委員 水産経営の安定の部分で、1つは、先ほどもお話が出ていました 1,500 人新規漁業就業者数ですが、1,500 人が現状では見込み得る数ということはわかりましたけれども、1,500 人毎年確保しても、毎年 3,000 人とかやめていっちゃったら、トータルで減ってしまいますので、評価に当たっては、1,500 人確保できたかだけではなくて、全体として漁業従事者の数がどうなのかと、そういったことも踏まえて評価することが必要なんだろうというふうに感じました。これが 1 点です。

もう一つが、漁業協同組合系統組織の基盤強化についてですけれども、負債総額 5,000 万円以上の要改善漁協の数、これは 93 組合から 79 組合に減らすということを目指して掲げられておりますけれども、その手法として経営改善を通じた合併だとか解散ということも挙げておりますけれども、何でもかんでも解体清算してしまっていていいわけではなく、残すべきものは残すし、あるいは経営改善できるものであれば、できるだけ経営改善をするということが必要だと考えます。

ですので、この目標を達成するために、ひどい話だったら、例えば 14 組合について破産の申し立てをして清算しちゃえば、目標は達成できましたということになってしまいますので、そこで一体どういう手法をとるのか。それから、実際に経営改善がなされて負債が解消された、あるいは債権者等と弁済についての猶予等について協定が成立して経営改善ができた、そういった中身も恐らく評価のときには必要になってくると思いますので、単純に数だけではなくて、そういった点についても評価の段階ではまたお知らせいただければと思います。

○櫻庭情報評価課長 大熊委員、お願いします。

○大熊委員 何点かあるんですけども、先ほど言っていたような森をつくるということは、私からもぜひ要望を出したいなと思うんですけども、北海道でもかなり磯焼けが深刻になっていまして、ウニですとかアワビですとか、毎年、稚貝を放流しているんですけども、なかなか育たない、効率が悪いです。それで、道内でも何カ所かで漁協の人たちが中心で森をつくっていて、それが非常に高い効果を上げているということが実際にありますので、ぜひその分野をやっていただきたい。

あと、私が心配しているのは、全国挙げての深刻な魚離れです。実際に食関係ですとか食育の分野で私は長く活動してきているんですけども、今、子どもたちに、家庭で家族で食べる魚料理は何かと聞いたときに、かなり多くの子どもたちが、回転寿司であるという答えをします。家庭では全く魚は食べない。魚料理を食べるときは、回転寿司に行っておくのが唯一我が家で食べる魚料理である、こういう笑い話のような本当の話が出てきていますので、この中に食育の分野が入っていないんですね。今、農業分野では当たり前のように食農教育という言葉も生まれてきて、農業現場を食育の現場として使っていく、学習をさせていくというふうに使われているんですが、漁業現場でもぜひ漁業者の人たちに食育をやっていただきたい。食育という施策も入れていかないと、国民の中に魚を食べるという食生活がなかなか根づいていかないのではないかと思いますので、ぜひ入れていただきたいなと思います。

○森水産庁企画課長 ありがとうございます。

山本委員のご指摘については、事後評価の際にきちっと踏まえた形でやらせていただきたいと思います。

漁協の経営改善の件でございますが、そこで漁業が行われていない状態であれば、漁協だけが残っている必要はないんですけども、日々水揚げがあり、それが衛生管理が行われた形で消費地に届いていくという体制のほうは、整えていく必要がありますので、当然、単に解散をさせて終わりということではなくて、地域の中でそういった機能をいかに残していくか、その手法としては、例えば合併なり統合というやり方もありますでしょうし、負債についての借り換えなりの支援ということもいろいろあろうかと思います。いずれにせよ、評価の際にはそういった点についてもご報告したいと思います。

それから、大熊委員からご指摘がありました。1つは磯焼けの問題がありました。これは畠山委員からもご指摘があったことと共通している点だろうと思います。

磯焼けにつきましては、さまざまな原因が指摘をされております。例えば、ウニによる食害でございますとか、そもそも海藻の種が不足している地域もあります。あるいは海自身の栄養塩が不足している。これが先ほどの森づくりなりと絡んでくる地域だろうと思います。あるいは、そもそも潮の流れが速くて海藻が定着しにくいような環境、こういったところについては、定着できるような魚礁を埋めるとか、そういったようないろいろな地域の状況によって解決の方向性があるだろうということで、そこは当庁としましては、きめ細やかな対応をしていきたいと思っております。

それから、魚離れの件につきましては、まさにご指摘のとおり、二、三年ほど前に、家庭内での魚と肉の消費量が逆転したというような統計が出たこともあります。そのように魚離れが非常に進んでおります。また、食べ方の点でも、30年ほど前ですと、アジだとかイワシといったような丸の魚が家庭で非常に食べられていたんですけども、食べ方が変わって、フィレで食べるような鮭ですとかマグロ、あるいはイカといったものの消費が今や上位を占めるという食べ方自体も変わっている中で、全体としては魚離れが進んでいるといった点があります。

これと食育との絡みについては、食育につきましては、我が省全体でこれは横断的に取り組む必要があるということで、消費・安全局のもとで全体として連携して取り組んでいるところでありますが、当然、水産の漁業経営にも直接的にかかわってくる話でありますので、私どもの中でも全体の中で連携しつつ、魚食の普及あるいは食べ方の普及、例えば水産庁の職員の中には、現場に出て行って魚の食べ方講座みたいなものをボランティアでやっているような人間もいるんですけども、これは施策の話とは違うのですが、そういった形で、魚食の普及あるいは食べ方の普及といったものについても、目を配ってまいりたいと考えております。

○櫻庭情報評価課長 それでは、初めての第三者委員会で、私の時間配分が上手くなくて非常に申し訳なく思います。かなり予定の時間をオーバーしてしまいました。

本日のご意見は、評価書の中に第三者委員会委員意見としてまとめさせていただきました。1回委員の皆様にごらんになっていただき、政務三役にも上げていきたいと思っております。

○阿部情報分析・評価室長 今後の進め方でございますが、今、課長が申しましたように、本日いろいろご意見をいただきましたので、必要に応じまして確認をさせていただきながら、資料の見直し等を行い、今の予定では、8月末に評価書を公表するというようにして

おります。

また、今回出されたご意見がどのような形で反映されたかということにつきましても、後日、報告をさせていただきたいと思っております。

なお、本委員会に提出した資料につきましては、農林水産省のホームページ上に直ちに公表することにしておりますが、会議の議事録につきましては、委員の皆様にご確認いただいた上で氏名とともに公表することになっております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

これで、議題1の一般政策の評価を終了させていただきます。

5分程度休憩をいただきまして、時間が大分押して大変恐縮でございますが、議題2の租税特別措置に係る評価に移らせていただきます。あらかじめお知らせしましたように、本議題につきましては政策の決定途中の段階のものでございます。非公開とさせていただきますので、恐れ入りますが、傍聴の方につきましてはご退席いただきますようお願いいたします。

午後5時45分休憩

(新福委員、田中委員、畠山委員退席)

午後5時50分再開

○阿部情報分析・評価室長 それでは、再開をさせていただきます。

経営局の豊田課長から説明させていただきます。

○豊田経営局総務課長 大分時間が過ぎておりますので、簡単に説明させていただきます。

国税と地方税におきます租税特別措置などにつきましては、平成22年度の税制改正大綱におきまして、平成25年度の改正要望までに抜本的な見直しを行うということが決まっております。その中で評価についても厳格に行うというふうにされているわけでございます。

これを受けまして、政策評価法の施行令が一部改正されまして、法人税、法人事業税、法人住民税関係の租税特別措置などについて評価を行うということにされております。今回、農林水産省におきましては、期限付きの法人関係租税特別措置などにつきましては、今後、延長を希望するものにつきまして、13措置、事前評価を行っております。また、期限の定めのない法人関係租税特別措置、全体で11措置あるわけでございますが、このうち古いものから2措置について事後評価を実施したところでございます。この評価につきましては、この場におきまして皆様のご意見もいただきながら、最終的には8月末までに

決定をいたしたいと考えているわけでございます。

評価のチェックポイントでございますが、資料6をごらんいただきたいと存じます。

大きく3つの視点を掲げておりますが、これらは税制改正大綱に示されております租税特別措置の見直しに関する基本指針などを踏まえたものでございます。基本的には一般政策と一緒にございまして、必要性、有効性、相当性ということで、必要性については、政策目的に今日的な必要性、合理性があるのか、有効性については費用対効果がちゃんと上がっているのか、相当性については、補助金などほかの支援措置がとられている場合に、さらに租税特別措置などの手段をとることが必要か、適切かということでございます。

それでは、続いて資料7の総括表に基づきまして説明させていただきたいと存じます。

まず事前措置でございますが、1の植林費の損金算入でございます。植林費につきましては、原則は伐採するまで費用計上できないということになっているわけでございますが、森林施業計画に基づき植林した場合には、特例としてその35%を植栽した年度の損金として算入できるとされております。森林の有する国土の保全などの機能を確保する上では、引き続き必要な措置であるというふうに評価しているわけでございます。

2番目は、農協、森林組合、漁業協同組合など協同組合の貸倒引当金を16%割り増しする措置でございます。銀行における対応力が十分でない農業・農村分野における金融機能の維持・強化を図る上で、引き続き必要であると考えております。

3番目は、技術研究組合が試験研究用の固定資産購入のための賦課金を集めた場合に、法人税を実質非課税とする措置でございます。技術研究組合制度を活用していくためには引き続き必要な制度であると考えておるところでございます。

4番目でございますが、バイオマスエタノール製造設備といった設備を取得した場合に、取得価格の全額または30%の特別償却もしくは7%の税額控除ができる措置でございます。エネルギーの安定供給を確保する上で引き続き必要な措置というふうに評価をしているわけでございます。

5番目は、柑橘果樹など農産物12品目につきまして、加工業者が取得した機械などに対して、取得価格の30%の特別償却または7%の税額控除ができる措置でございます。関税引き下げなどによりまして、経営環境が悪化する特定農産加工業者の経営改善などを図る上で、引き続き必要な措置であると考えております。

6番目は、企業立地促進法に基づき承認を受けました企業立地計画に沿って、新たに機械装置などを取得した事業者に対しまして、機械装置15%、建物等8%の特別償却を通

常の減価償却とは別枠で認めている措置でございます。地域経済の自立的発展の基盤強化を図る上で引き続き必要と考えておるところでございます。

7番目でございますが、新用途米穀加工品等製造設備でございますが、これを取得した事業者が取得価格の30%の特別償却をできるとする措置でございます。昨年度新設されたばかりの措置でございますが、食料供給力を強化する上で必要な措置であると考えているところでございます。

8番目は、振興山村地域におきまして、取得価格の一定割合に相当する額を初年度の通常償却に上乗せして特別償却することができるとする措置でございます。これも昨年度新設された措置でございますが、振興山村におきますコミュニティの維持・再生を図る上で必要な措置と評価しているところでございます。

9番目でございますが、戸別所得補償モデル対策の交付金など農業経営の安定を目的とした交付金などを受け取りました農家が、これを準備金として積み立て、さらにこれを使って農用地、農業用機械などを取得した場合に、交付金などを実質非課税とする措置でございます。意欲ある農業者を育成し、競争力ある経営体を育成・確保する上で必要な措置であるというふうに評価しているところでございます。

10番目でございますが、市場などにおきまして肉用牛を売却した場合に、一定の条件のもとで所得税、法人税、地方税が免除される措置でございます。高品質で安心・安全な国産牛肉の安定供給を図っていく上で、引き続き必要な措置であると考えているわけでございます。

11番目は、農地あるいは漁船等の買い替え、交換を行った場合に圧縮記帳を認めるという措置でございます。農地の確保、有効利用あるいは漁船漁業の経営体質の改善などに必要な措置であるというふうに評価をしているところでございます。

12番目でございますが、独立行政法人農畜産業振興機構におきまして、養豚経営安定対策事業などに係る生産者負担金を管理する場合に、この経費を農畜産業振興機構に納めました農家がそれを必要経費または損金算入の対象とすることができるようにするという措置でございます。これまで積立金の管理は都道府県の公益法人が行っておったわけございまして、この場合、必要経費あるいは損金算入の対象となっておりましたが、今回、管理を行います法人を農畜産業振興機構とすることといたしたいと考えておりますので、税制上の取り扱いについてもこれまでと同様にしたいと考えているものでございます。養豚経営などの安定を図る上で必要な措置と考えております。

13 番目でございますが、今回新設を要望しようとする措置でございます。卸売市場機能高度化事業を実施して、卸売市場の品質管理の高度化に資する設備などを取得した場合に、取得価格の 30 %の特別償却、あるいは 7 %の税額の特別控除ができる措置でございますが、卸売市場の機能強化を図る上で必要でありますので、ぜひ要望したいと考えているわけでございます。

以上、13 の措置につきまして延長あるいは新設の要望を行いたいと考えております。

それから、事後評価でございます。これは、期限の定めのない租税特別措置につきまして、古いものから 2 つほど評価を行うものでございますが、6 ページでございます 1 番目、2 番目、いずれの措置も収用あるいは換地処分、交換分合といった公共施設用地などを取得したり、農地の区画整理等を行おうとする際の課税特例でございます。

適用件数は非常に少のうございますが、これらは卸売市場などの施設用地の取得あるいは農地の整備、集団化などを円滑に進めようとする際に、強制収用が必要になった際のためにセーフティネットとして用意されている措置でございますので、今後とも存続させることが必要であるというふうに評価をしているところでございます。

大変駆け足になりましたが、以上が租税特別措置などの評価案でございます。ご質問、ご意見等がございましたら、よろしく願いいたします。

○阿部情報分析・評価室長 どの項目からでも結構でございます。時間も限られていますので、よろしく願いいたします。

○高崎委員 個別の措置というよりも、まとめてなんですけれども、租特の評価自体は今年初めて取り組まれるということで、今の段階でどこまで詰めるかというのは、当然、8 月末で出さなければいけないわけですから、無理だとは思いますが、財務省なり税制調査会なりというところから気になる指摘が出てくると思うのは、まず、実績件数がかなり少ないものというのが結構散見されます。事後評価の対象になっているゼロ件というのは、セーフティネットなのでというのは全然問題ないと思うんですけれども、それ以外のもので件数の少ないものというのをどう説明するかというのがまず 1 点です。

あともう一つ、租特の適用実績というか、農林水産省さんの場合の多いやり方は、特別償却か圧縮記帳だと思っんですけれども、これは課税の繰り延べなので、そんなに減税額がばんと出るものではないですよ。単純に機械費用がどのぐらい発生するかということだと思っので、多分それだけだと説明がつかないはずなんです。ものによっては、ベネフィットを設定されていたりするんですけれども、実際に租特の適用を受けられる方のイ

ンセンティブがどのくらい上がったかですとか、そういう話というのとフォローできないものなんですか。特に、大玉、実績の多いものについては、事業者さんなりなんなりというところにアンケートをとっていたりするとか、結構実績があるような気がするんですけども、試算の話ではなくて、この租特なかりせば新規設備の導入をしなかったですとか、この租特なかりせば何もアクションを起こさなかったというふうなことのエビデンスになるようなデータというのがあるのかどうか。その辺を突っつかれるような気がするんですけども。

○豊田経営局総務課長 まず、横断的にこの制度がなかりせばどうであったかというような調査については、行っておりません。個別の税制について行っているもの、行っていないものがございまして、例えば、この制度ということでお尋ねをいただければお答えできるものがあるかと思えます。

課税の繰り延べ等につきましては、全体として課税期間を通じて支払う税金の金額については変わらないというのは、まさにご指摘のとおりでございまして、投資当初におきましてキャッシュフローなどを改善する効果がございまして、そういう意味ではインセンティブというものには十分なっているのではないかと評価をしております。

○高崎委員 逆に、キャッシュフローを改善するということが、減価償却費がなくなるですとか、積まなくていいとかあると思うんですけども、それが本当に新しい投資のインセンティブになっているのか。例えば、租特がなくても新規設備を導入していたかもしれない、租特がなくても、自分の意思として肉牛を買っていたかもしれないというのは、あり得ますよね、考え方としては。そこはどうかクリアできるのかというのが、そこがインセンティブというあれなんですけれども。

個別に言わないと答えにくいですよ。例えば、実績の多いもので9番ですとか。これは準備金ですよ。これはかなり適用実績が多いと思うんですけども、租特の制度がなかったら準備金を積まなかったというふうになるのでしょうか。

○豊田経営局総務課長 9番の制度につきましては、水田・畑作経営所得安定対策、現状においてはこれが一番大きいかと思えますけれども、国から交付されました交付金を準備金としてまず積むことによりまして、課税の繰り延べが可能になります。資料の厚いほうで見ていただくと、⑨のところではございまして、これを積み立てた上で、最後に取り崩して農地あるいは農業用機械を購入することによりまして、圧縮記帳することが可能になりますので、この段階で、もらった交付金についてすべて免税になるということでご

ございます。

したがって、これを単にキャッシュフローの改善だけではなくて、実質的に大きな免税効果があるわけでごさいます、この制度がなければ、農用地あるいは農業用機械の取得がなかったということは、十分考えられるところだろうと思っております。

○高崎委員 準備金制度と租特の取り崩しの際のというのは、別の制度ですね。

○豊田経営局総務課長 準備金積立てによる損金算入の繰り延べとこの準備金を取り崩したときの圧縮記帳という2つがセットになっている制度だということでごさいます。

○高崎委員 この場合だと、租特がなかりせば、取り崩しの段階で発生する機械取得が発生し得なかったという話というよりも、むしろ、圧縮記帳して免税額が本当に発生しているケースですね、この場合は。

○豊田経営局総務課長 そういうことでごさいます。

○高崎委員 そうではないケースというのはある。どこまでこれをデータセットするかというふうなところだと思うんですけども、物によって定性的な表現しかないものもありますし、物によって結構数字が詰められているものもあるという、つぶつぶ感が結構見えるじゃないですか、こういう一覧表にされてしまうと。というのでどうなんだろうなというのが気になるころではあります。

冒頭で申し上げましたように、今年初めての話、政策評価をやるというのは初めての話ではありますから、どこまでやるのかという判断だとは思いますが。

○豊田経営局総務課長 まさにその初めてというところもごさいます、今まで、どこまでデータを整備していたかというところが、今回、つぶつぶ感というんでしょうか、そろっていない感じになっている点はあるかと思えます。

○阿部情報分析・評価室長 総務省からのガイドラインの提示時期等との関係もあり、当省もそうですけれども、試行錯誤を重ねながら、より充実してやっていくのかなというふうに思っております。

他にございませんでしょうか。速水委員、お願いします。

○速水委員 私は、林業なので、植林費の損金算入の特例なんですけれども、これは多分、大企業、資本金1億円以上とか300人以上の従業員の会社を外した上で、中小の林業法人に対する一つの恩恵なんですけれども、適用事例34件から40件ぐらいで少ないのは、基本的に今、林業は赤字が多いんだろうと思うんですね。ほとんどとは言わないけれども、七、八割は赤字なんだろうというふうに理解しているので、なかなか使いにくいなという

感じがします。

本当は視点を變えて、つまり利益を出している企業が、地方の森林に投資する誘導税制のような形でとらえていって、大企業も中山間地域に投資するのは、工場をつくるだけではないよと、森林に対して投資すれば税の恩恵が受けられるみたいな、利益を出した会社は恩恵が受けられるみたいな、そういう使い方の視点が本当は、法人に対するこういう特例措置というのは今後要るんだらうと思うんです。中山間地域の企業誘致が非常に難しい中で、森林というのは当たり前どこでもあるわけですから、その森林に対する雇用をしっかりと発生するという、いろんな条件を設定しなきゃいけないんだらうけれども、単純に林業は長期の期間がかかるから、計画を立てたのは損金算入していいよというだけではなくて、もう少し政策的に、今の政権もそうなんですけれども、政策的な資金の、企業から中山間地域へ流れる仕組みというふうな視点で、今後、設計をするのも一つのこの事業のおもしろいところだなというふうには、私自身はいつも思っているんです。ちょっと意見です。

○牧元林野庁企画課長 ありがとうございます。ご指摘の点は、かねてから経営者の皆さんからもお聞きしている意見でございますので、ご意見として承っておきたいと思いますが、この植林費の損金算入自体も、今、速水委員からご指摘がありましたように、最近では余り使われていないというところがございますけれども、今後、いよいよ主伐を迎える森が出てくるということを考えますと、今後はかなり利用度が高まっていくのではないかと思っていますので、この税制自体は、森林の税制の中で重要な税制ではないかと思っているところでございます。

○阿部情報分析・評価室長 その他ございませんか。阿部委員、お願いします。

○阿部委員 私のほうとしては、特別措置で、前もってというよりも、前倒しで経費にするような措置がほとんどですよね。そういうことで、自分は税理士なんですけれども、特に問題はないのかなということと、ただ一つだけ、肉用牛の関係で、10番でしょうか、これだけが完全な特例なんです。ここが、自分が税理士をやっている、肉用牛等をやっている方々の状況を見ますと、余りにも不公平税制ではないかなということが言われかねない部分ではないかということだけ、私は危惧しています。

あとは、収用等についても、ましてや今、日本の経済で土地なんかめったに動かないところですので、収用等もほとんど行われていないというのが現状なので、件数も上がっていないことだらうと思いますので、これはこれとして残しておいてあげないと、公

共事業がもし起きたときにどうするのという形になろうかと思っておりますので、これはこれで残しておかないといけないというのが本当のところではないかと私は感じます。

○阿部情報分析・評価室長 堀口委員、お願いします。

○堀口委員 全く同じことを聞こうとしたので、大丈夫です。

○春日生産局総務課生産推進室長 ご指摘を受けたところでございますけれども、12番ではなくて、10番の肉用牛の売却による所得の課税の特例ということだと思っております。

これは、酪農及び肉用牛の生産を行っている農家の方々が仔牛の生産を行うということで、非常に長い年月がかかって仔牛の生産がされるということで、大変経営が厳しいということで、昭和42年度から課税の特例がなされているわけでございます。最近におきましても、口蹄疫の問題でありますとか、ちょっと前ですとBSEとか、いろいろな問題が畜産関係を取り巻く環境としてございますので、今回におきましても引き続き要望させていただきたいということで、出しているものでございます。

○阿部情報分析・評価室長 その他ございますでしょうか。

それでは、時間もすでに6時15分になっております。この辺で終了させていただきたいと思っております。税制につきましても一般政策と同様に、資料にございます評価書の中に、本日いただいた意見も記載し、必要に応じ、さらに確認をさせていただきまして、農林水産省としての決定手続を行って、評価書を公表したいと思っております。

なお、租税特別措置の個別要望につきましては、8月末に公表されることになっております。その後、評価書を公開することとしております。今回は、大変申しわけございませんけれども、資料につきましても回収ということで、よろしくお願ひしたいと思っております。

最後になりましたけれども、課長から提案がございました。

○櫻庭情報評価課長 先ほども申し上げましたけれども、初めての委員会ということで、予定時間をオーバーしたことを深くお詫び申し上げます。

事務局からのご提案でございますけれども、皆様方に農林水産業の現場を見ていただいて、現場との意見交換の場をセットさせていただきたいと思っております。時期的には10月下旬から11月にかけてかなと思っております。調査の実施方法あるいは具体的な期日は、また個々に皆様からのご要望をおとりして、それを取りまとめの上、進めさせていただきたいと思っておりますので、その上で場所等、具体的な期日を決めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○阿部情報分析・評価室長 それでは、本日はこれで終わらせていただきたいと思います。

長時間、大変ありがとうございました。お疲れさまでございました。

午後6時17分閉会